

REPORT 2023

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives



新函館農業協同組合

DISCLOSURE CONTENTS

ごあいさつ	1
-------	---

I. JA新はこだての概要

1. 基本理念・基本方針・基本目標	2
2. 主要な業務の内容	4
3. 経営の組織	8
4. 社会的責任と地域貢献活動	12
5. リスク管理の状況	14
6. 自己資本の状況	20

II. 業績等

1. 直近の事業年度における事業の概況	21
2. 最近5年間の主要な経営指標	22
3. 決算関係書類（2期分）	23

III. 信用事業

1. 信用事業の考え方	41
2. 信用事業の状況	42
3. 貯金に関する指標	44
4. 貸出金等に関する指標	45
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	48
6. 有価証券に関する指標	49
7. 有価証券等の時価情報	50
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
9. 貸出金償却の額	52

IV. その他の事業

1. 営農指導事業	53
2. 共済事業	53
3. 販売事業	55
4. 保管・その他事業	55
5. 購買事業	56

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	57
2. 自己資本の充実度に関する事項	59
3. 信用リスクに関する事項	62

4. 信用リスク削減手法に関する事項	66
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	67
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	67
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに 関する事項	68
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	69
9. 金利リスクに関する事項	70

VI. 連結情報

1. 組合およびその子会社等の主要な事業の 内容および組織の構成	72
2. 連結事業概況（令和4年度）	72
3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・ 連結キャッシュ・フロー計算書・ 連結注記表及び連結剰余金計算書	73
4. 農協法に基づく開示債権の状況	91
5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標	92
6. 連結事業年度の事業別経常収支等	92
7. 連結自己資本の充実の状況	93

VII. 役員等の報酬体系

1. 役員	107
2. 職員等	108
3. その他	108

VIII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

109

IX. 沿革・歩み

110

X. ディスクロージャー誌の記載項目

112

◆ごあいさつ

～道南農業と地域社会の発展のために～

皆さまには、平素より私ども J A 新はこだてをお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当 J A は平成14年2月に管内13 J A が合併し発足して以来、地域と「共生」する J A グループの一員として、道南農業の振興と農家経済の向上はもとより、地域社会の発展・繁栄に貢献する J A を目指し、運営を続けております。

あわせて、金融機関としての健全性と信頼性の確保のために、財務体質の強化と一層の合理化・効率化にも取り組み、着実にその歩を進めているところであります。これもひとえに皆さまから寄せられた温かいご支援の賜物と、深く感謝申し上げます。

さて、本紙の「J A 新はこだて REPORT 2023」は、経営方針、業務内容、最近の業績等について、皆様にご紹介することを目的として作成したものであり、当 J A へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

これからも皆様に信頼いただける金融機関として、経営の健全性確保、金融機能の充実・強化、収益力向上に取り組んでまいります所存であります。

J A 新はこだては、道南農業と地域社会の発展のために全役職員が一丸となり、総力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも組合員、地域利用者皆様のより一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



令和 5 年 5 月

新 函 館 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長 横道 重人

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ディスクロージャー資料は、金融機関をご利用になる皆様が各金融機関の経営方針や、財務内容等の開示された情報を基に、ご自由に金融機関の選択ができるようにするとともに、ご利用になる皆様の厳しい選択の目のもとに各金融機関が率先して自己規正を図り、経営の健全性を確保することを目的としています。

I. J A新はこだての概要

1. 基本理念・基本方針・基本目標

I. J A新はこだての基本理念

1. 夢ある農業づくりと心豊かな地域づくり

私たちは、地域農業の絶え間ない発展を目指す取り組みに邁進するとともに、各事業の総合力を発揮しながら、農協利用を通じて組合員の営農と生活の安定・向上を実現します。さらに各種の利用を通じて地域社会に貢献すると共に、健全な経営の維持に努めながら地域の人々に信頼されるJ A作りを進めます。

2. 未来に向けた事業展開とたゆまぬ研究開発

環境の変化に即応しながら、効率よく能力が発揮できる業務改善を進めるとともに、J Aの強みを発揮した事業展開により健全経営と経営基盤の強化を図ります。また、組合員及び地域社会のニーズを的確に把握しながら、これらの期待に応える研究開発を積極的に実施します。

3. 情熱とチャレンジ精神をもった人づくり

J Aの将来を担う人づくりを積極的に進めるため、生産組織の充実をさらに強化します。また、J A内にあっては将来に向けた人材の育成を図るとともに、専門職員として発想の転換と創意工夫にチャレンジする姿勢を常に求め続け、プロフェッショナルを育成します。

II. J A新はこだての基本方針

『積極的な自己改革の実践』

～未来へ続く総合農協を目指して～

●改革の3本柱

1. 「これまでの慣習に囚われない意識改革」

2. 「総合事業を堅持していくための事業改革」

3. 「人づくり人財育成改革」

Ⅲ. J A新はこだての基本目標

1. 農業所得の増大

販売体制の確立・経費削減などによる所得向上対策の実践

⇒多様な消費者ニーズを把握した中での生産・販売体制の確立のほか、資材の安価供給等によるコスト低減により所得向上を図ります。

2. 経営サポート

持続可能な農業生産に向けた省力化及び雇用確保対策による経営サポート

⇒農作業の省力化・効率化に向けた新技術等の導入に関する情報提供に努めるとともに多様な労働力確保手段を有効活用し、組合員の労働負担軽減に取り組めます。

3. 経営基盤強化

劇的に変化する事業環境に対応するための経営基盤強化

⇒自己資本増強による経営基盤の充実を図るとともに、経営の健全性に向けてコンプライアンス遵守の徹底を図ります。

4. 職員教育

組合員との更なる信頼関係構築に向けた職員教育の実践

⇒職員個々が必要な知識の習得に努めるとともに、組合員の立場から考え、的確な支援ができる職員の育成に取り組めます。

5. J Aサポーターづくり

食と農でつながるJ Aサポーターづくりに向けた活動の実践

⇒地域貢献活動、食農教育を通じて新たなJ Aのサポーターづくりに取り組むとともに、広報誌・ホームページ等を活用し、J Aの活動に対し理解と共感の醸成を図ります。

J A綱領 — わたしたちJ Aのめざすもの —

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J Aへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

種 類		期 間	預入額	特色・内容
普 通 貯 金		定めなし	1 円以上	お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。
総 合 口 座		定めなし	1 円以上	普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金がセットできるのが特色で、定期貯金の残高の90%以内（最高300万円）で自動融資を受けられます。
貯 蓄 貯 金		定めなし	1 円以上	普通貯金や総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、金額階層別に金利設定されている貯金です。また、キャッシュカードもご利用いただけます。
定 期 貯 金	スーパ定期貯金	1 ヶ月以上 5 年 以 内	1 円以上	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。
	期日指定定期貯金	最 長 3 年 (据置期間 1 年)	1 円以上	1 年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しになります。また、元金の一部お引き出しもできます。
	大口定期貯金	1 ヶ月以上 5 年 以 内	1 千万円以上	大口資金の高利回り運用に最適です。
	変動金利定期貯金	1 年 以 上 3 年 以 内	1 円以上	お預け入れ日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することができます。
財 形 貯 金	一般財形貯金	3 年 以 上	1 円以上	給料からの天引きで、お勤めの方々の財産作りには最適な積立貯金です。
	財形年金貯金	積立期間：5年以上 据置期間：6ヶ月以上 ：5年以内 受取期間：5年以上 ：20年以内	1 円以上	給料からの天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで（財形住宅と合算）退職後においても非課税の特典が受けられるところです。
	財形住宅貯金	5 年 以 上	1 円以上	給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで（財形年金と合算）非課税の特典が受けられるところです。
定 期 積 金		6 ヶ月以上 5 年 以 内	1 千円以上	目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は6ヵ月以上5年以内の間で自由に選べますから、プランにそって無理なく目標が達成できます。
譲 渡 性 貯 金		1 週間以上 5 年 以 内	1 千万円以上	大口の余裕資金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。

* 商品・サービスご利用にあたっての留意事項

貯金商品やサービスにつきまして、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただくなど、よく確認のうえご利用ください。

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

種 類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入・リフォーム、土地の購入。	最高10,000万円まで	40年以内
教 育 ロ ー ン	ご子弟の入学資金・授業料など学費の支払い、下宿代など。	1,000万円まで	10年以内 (在学期間は元金据置も可)
マイカーローン	乗用車・オートバイの購入資金。	1,000万円まで	10年以内
フ リ ー ロ ー ン	資金使途に限定ありません。	最高500万円まで	10年以内

*商品・サービスご利用にあたっての留意事項

1. ローン商品につきましては、金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。
2. ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法（返済日、返済額など）、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意ください。

■為替業務

全国の J A ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしております。

内 国 為 替 の 取 扱 い 手 数 料				
振込手数料	種 類	農協系統他店宛	農協系統以外の金融機関	
			文書扱い	電信扱い
	1 万円未満	110円／1 件	330円／1 件	440円／1 件
	1 万円以上 5 万円未満	220円／1 件	440円／1 件	550円／1 件
	5 万円以上	440円／1 件	660円／1 件	770円／1 件
代金取立		440円／1 通	660円／1 件	

※上記手数料には消費税（10％）が含まれています。

共済事業

J A 共済は、組合員・地域の皆さまの暮らしのパートナーでありたいと考えています。『ひと・いえ・くるま』の総合保障で、毎日の生活を大きくサポートします。

	こんな方におすすめです	共済の種類	
ひとの保障	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	一生涯の万一保障	終身共済
	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	万一保障と貯蓄	養老生命共済
	お手頃な共済掛金で万一のときに備えたい方	共済期間が選べる 万一保障	定期生命共済
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 万一保障	引受緩和型終身共済
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の万一保障	一時払終身共済 (平28.10)
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	新しくなった 充実の医療保障	 医療共済 メディフル
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい医療保障	引受緩和型医療共済
	がん到手厚く備えたい方	充実のがん保障	 がん共済
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定疾病の保障	 身近なリスクに ともてーる 特定悪性疾患共済
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	就労不能の保障	 働くわたしの ともてーる 生活障害共済
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の介護保障	 介護共済
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の介護保障	一時払介護共済
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	一生涯の認知症保障	認知症共済 いつまでもわたしらしく
	老後の生活資金の準備を始めたい方	老後の保障	ライフロード 予定利率変動型年金共済
	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さま・お孫さまの 保障	こども共済
いへの保障	災害によるケガ・死亡に備えたい方	災害による ケガ・死亡の保障	傷害共済
	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物や家財の保障	 建物更生共済 むてきプラス
くるまの保障	火災や落雷による建物・家財の損害に備えたい方	建物や家財の保障	火災共済
	自動車事故による賠償やケガ・修理に備えたい方	くるまの保障	自動車共済
その他の保障	自動車を運転するすべての方	くるまの保障	自賠責共済
	農業において発生する様々なリスクに備えたい方	農業における賠償リスクを保障	 ファーマスト 農業者賠償責任共済

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

[23012102001]

指導事業

指導事業は、組合員の営農活動がより合理的・効率的に行われるよう、営農技術・経営改善指導を行うとともに、地域における農業生産力の維持・拡大を通じて、地域社会の発展に貢献するJAの要の事業です。その役割は、組合員農家の所得向上を目指した経営・技術指導ばかりではなく、地域農業振興計画の策定、土地基盤の整備、土地・資本・労働力・機械・施設などの有効利用をはかる地域営農集団など、地域全体の営農を組織化する役割を担っております。

購買事業

農業生産に必要な資材を組合員に代わって共同購入し、組合員に供給するのが購買事業です。予約による計画的な大量購入によって有利な価格で仕入れ、流通経費を節約して組合員により安く・安全で・良い品物を安定的に供給することを目的としております。

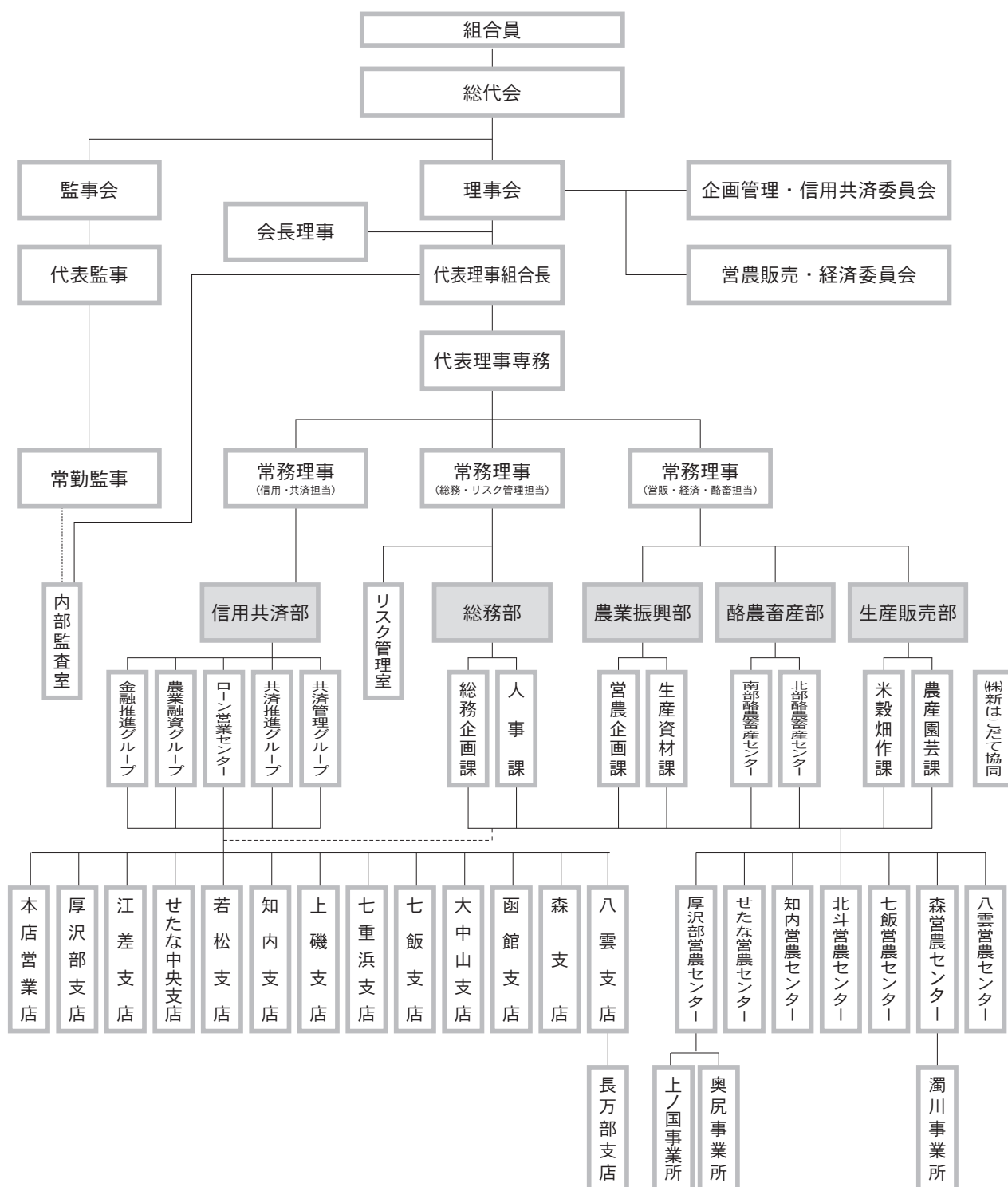
販売事業

販売事業は、組合員が安定した農業所得を確保することを目的とし、生産物を組合員に代わって、JAが共同で販売する事業です。

農産物の価格は、市場での需要と供給のバランスで決まりますが、天候に左右されたり、貯蔵のきかないものも多く、供給量がアンバランスになり、不安定になりやすい状況にあります。それを是正し、適正な販売価格を実現するため、計画的な一元集荷、共同選別、さらに市場動向に対応した多元販売などによる、共同販売体制を確立し、安定した農業所得の実現を進めております。

3. 経営の組織

①組織機構図（令和5年4月末現在）



②組合員数

(令和5年1月末現在)

区 分		令和3年度末	令和4年度末	増減
正組合員数		1,986	1,915	▲ 71
	個人	1,899	1,824	▲ 75
	法人	87	91	4
准組合員数		12,470	12,306	▲ 164
	個人	12,251	12,092	▲ 159
	法人	219	214	▲ 5
合計		14,456	14,221	▲ 235

③組合員組織の状況

(令和5年1月末現在)

組織名	構成員数
青年部	208名
女性部	281名
青果物生産組合連合会	837名
馬鈴しょ協議会	23名
酪農生産部会	137名
南渡島酪農ヘルパー利用組合	37名
あか牛生産振興会	34名
農政連絡協議会	325名
農業生産法人ネットワーク	20名

当JAの組合員組織を記載しています。

④地区一覧

松前町、福島町、知内町、木古内町、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、函館市、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町の一円

⑤理事及び監事の氏名及び役職名

■役員一覧

(令和5年4月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
会長	畠 山	理事	丹 保
代表理事	横 道	理事	小 原
代表理事	加 藤	理事	笠 松
代表理事	佐 本	理事	笠 橋
代表理事	二 端	理事	佐 崎
代表理事	川 瀨	理事	岡 澤
代表理事	高 谷	理事	栲 出
代表理事	伊 勢	理事	東 坂
代表理事	舟 田	理事	小 大
代表理事	平 野	理事	原 三
代表理事	浅 嶋	理事	落 穂
代表理事	森 中	理事	鷲 合
代表理事	大 田	理事	貫 貫
代表理事	時 鈴	理事	田 田
代表理事	佐 々	理事	浦 浦
代表理事	木 木	理事	合 合
代表理事	芳 芳	理事	貫 貫
代表理事	勝 勝	理事	田 田
代表理事		理事	澤 澤
代表理事		理事	村 村
代表理事		理事	大 大
代表理事		理事	卓 卓
代表理事		理事	馬 馬

⑥会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第37条の2の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けています。

⑦事務所の名称及び所在地

J A新はこだて

■店舗一覧

(令和5年4月末現在)

事 務 所	住 所	電話番号	ATM設置台数
本 店	北斗市本町1丁目1番21号	0138-77-5555	—
厚沢部営農センター	檜山郡厚沢部町新町183番地3	0139-64-3321	—
せたな営農センター	せたな町北檜山区北檜山28番地1	0137-84-5939	—
知内営農センター	上磯郡知内町字重内66番地102	01392-5-5511	—
北斗営農センター	北斗市本町1丁目1番21号	0138-77-7770	—
七飯営農センター	亀田郡七飯町本町3丁目18番52号	0138-65-3078	—
森 営 農 セ ン タ ー	茅部郡森町字森川町278番地2	01374-2-2386	—
八雲営農センター	二海郡八雲町末広町161番地	0137-62-2121	—
上ノ国事業所	檜山郡上ノ国町字大留157番地の2	0139-55-2321	—
奥尻事業所	奥尻郡奥尻町字青苗323-1	01397-3-2131	—
濁川事業所	茅部郡森町字濁川231番地19	01374-7-3316	—
あぐりへい屋	北斗市東前62番地	0138-77-7779	—
厚 沢 部 支 店	檜山郡厚沢部町新町183番地3	0139-64-3321	1
江 差 支 店	檜山郡江差町字水堀町51番地	0139-53-6131	—
若 松 支 店	久遠郡せたな町北檜山区若松300番地1	0137-85-1331	1
せたな中央支店	久遠郡せたな町北檜山区北檜山20番地	0137-84-5934	1
知 内 支 店	上磯郡知内町字重内66番地102	01392-5-5511	1
本店営業店(大野支店)	北斗市本町1丁目1番21号	0138-77-7771	1
上 磯 支 店	北斗市中野通324番地2	0138-73-2121	1
七 重 浜 支 店	北斗市七重浜4丁目38番5号	0138-49-2558	1
七 飯 支 店	亀田郡七飯町本町3丁目18番52号	0138-65-2556	1
函 館 支 店	函館市湯川町3丁目16番9号	0138-57-5521	1
大 中 山 支 店	亀田郡七飯町大川6丁目2番8号	0138-65-2113	1
森 支 店	茅部郡森町字森川町278番地2	01374-2-2075	—
八 雲 支 店	二海郡八雲町末広町161番地	0137-62-2121	1
長 万 部 支 店	山越郡長万部町字長万部450番地1	01377-2-3122	—

■店舗外A T Mの設置状況

(令和5年4月末現在)

店舗名	住 所	電話番号	ATM設置台数
鶉A T Mコーナー	檜山郡厚沢部町鶉町16番地	0139-64-3321	1
A コ ー プ 館 店 内	檜山郡厚沢部町館町137番地	0139-64-3321	1
上ノ国支店内 資材店舗内	檜山郡上ノ国町字大留157番地の2	0139-55-2321	1
ホクレン 乙部給油所内	爾志郡乙部町字館浦494番地1	0139-62-3450	1
木古内A T Mコーナー	上磯郡木古内町字本町545番地1	01392-5-5511	1
ファーマーズ あぐりへい屋	北斗市東前62番地	0138-77-7771	1
スーパーアークス 七飯サウス店内	亀田郡七飯町大川2丁目1-3	0138-66-7666	1
大沼A T Mコーナー	亀田郡七飯町字大沼町779番地3	0138-65-2556	1
ホクレン 森 店 内	茅部郡森町森川町228-18	01374-3-2260	1
濁川事業所内	茅部郡森町字濁川231-19	01374-2-2386	1
落部A T Mコーナー	二海郡八雲町落部28番地	0137-62-2121	1
A コ ー プ 八 雲 店 内	二海郡八雲町本町125	0137-62-2125	1

(株)新はこだて協同

■店舗一覧

(令和5年4月末現在)

店舗名	住 所	電話番号	備考
本社	北斗市本町1丁目1番21号	0138-77-5560	
上ノ国給油所	檜山郡上ノ国町字大留157	0139-55-2207	
乙部給油所	爾志郡乙部町字館浦494番地1	0139-62-3450	
厚沢部給油所	檜山郡厚沢部町本町45-15	0139-64-3303	
若松給油所	久遠郡せたな町北檜山区若松519	0137-85-1713	
北檜山給油所	久遠郡せたな町北檜山区豊岡86番地5	0137-84-4542	
知内給油所	上磯郡知内町字重内31番地309	01392-5-5110	
木古内給油所	上磯郡木古内町字大平27番地14	01392-2-2133	
大野給油所	北斗市本町716-15	0138-77-7775	
大中山給油所	亀田郡七飯町大川6丁目2-2	0138-65-4350	
駒ヶ岳給油所	茅部郡森町字森川町304-2	01374-2-0631	
濁川給油所	茅部郡森町字濁川231-19	01374-7-3316	
八雲給油所	二世郡八雲町相生町92番地3	0137-62-3535	
長万部給油所	山越郡長万部町字長万部450番地1	01377-2-2316	
大中山ガス事業所	亀田郡七飯町大川6丁目2-2	0138-65-4350	
Aコープ厚沢部店	檜山郡厚沢部町新町183番地3	0139-64-3104	
Aコープ館店	檜山郡厚沢部町館町137番地	0139-66-2211	
厚沢部整備工場	檜山郡厚沢部町本町77	0139-64-3341	
せたな整備工場	久遠郡せたな町北檜山区北檜山220番地	0137-84-5506	車輛整備
	久遠郡せたな町北檜山区北檜山219番地	0137-84-5594	農機具修理
知内整備工場	上磯郡知内町字重内66-122	01392-5-6360	
八雲整備工場	二世郡八雲町相生町92番地3	0137-63-3377	

⑧共済代理店の状況

(令和5年4月末現在)

区 分	氏名又は名称 (商号)	所 在 地
共済代理店	(株)吉田自動車工業	北海道上磯郡知内町字森越49-7
	(有)木古内車輛整備工場	北海道上磯郡木古内町字新道86
	三協自動車(株)	北海道北斗市久根別2丁目31番地14号
	(有)武田自動車工業	北海道北斗市清水川213-8
	(有)大野ヤマザキ自動車工業	北海道北斗市本町3丁目12-16
	(有)大塚自工	北海道亀田郡七飯町大中山2丁目8番2号
	(有)古館自動車サービスセンター	北海道亀田郡七飯町字藤城8
	(有)佐々木自動車整備工場	北海道茅部郡森町字富士見町163-48
	(有)佐々木農機	北海道北斗市大工川178
	(有)森自動車整備工場	北海道亀田郡七飯町字中島30-7
	石川自転車商会	北海道北斗市本町2丁目11-1
	カーテックさとう	北海道檜山郡江差町字中網町184
	カー・サービス・カンパニー・SASAKI	北海道北斗市茂辺地4丁目3番18号
	赤沼自動車鍍金塗装	北海道上磯郡知内町字中ノ川24-42
	(株)財津自工	北海道亀田郡七飯町字大沼町694番地
	(株)新はこだて協同厚沢部整備工場	北海道檜山郡厚沢部町本町77
	(株)新はこだて協同八雲整備工場	北海道二世郡八雲町相生町92-3
	古谷モーター商会	北海道檜山郡厚沢部町鶉町41-1
	(株)大橋自動車整備工場	北海道檜山郡厚沢部町館町71-4
	高井サービス工場(株)	北海道檜山郡厚沢部町館町11-16
	(株)ツイン	北海道上磯郡木古内町字新道43-23
	(株)豊自動車整備工場	北海道北斗市昭和1丁目19-3
	(株)ジェイエイ・エネルギー販売	北海道函館市昭和4丁目42番40号
	相原自動車整備工場	北海道茅部郡森町字尾白内町974
	(株)壱山山下自動車工業	北海道檜山郡厚沢部町鶉町33番地
	(株)新はこだて協同せたな整備工場	北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山220番地

4. 社会的責任と地域貢献活動

J A新はこだては、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町の一円を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当J Aの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当J Aは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

なお、資格別の組合員数及び出資金額の内訳は次のとおりです。

（令和5年1月末現在）

区 分	組合員数（人）	出資金額（千円）
正 組 合 員	1,915	2,799,273
准 組 合 員	12,306	437,787
合 計	14,221	3,237,060

◇地域からの資金調達の状況◇

組合員や地域の皆様からお預りした貯金残高は、113,575百万円となっております。

なお、貯金者別の残高内訳は次のとおりです。

（令和5年1月末現在）

区 分	金 額（百万円）
組 合 員 貯 金	84,761
組 合 員 以 外 の 貯 金	28,814
合 計	113,575

◇地域への資金供給の状況◇

組合員をはじめ、地域の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体へも融資し、地域経済の発展・向上に貢献しています。

（令和5年1月末現在）

区 分	金 額（百万円）	構 成 比
組 合 員 等	35,903	83.6%
地 方 公 共 団 体 等	1,824	4.3%
そ の 他	5,209	12.1%
貸 出 金 銭 高 合 計	42,936	100.0%

◇文化的・社会貢献に関する活動◇

1. 文化的・社会的貢献

○地域で採れた食材を学校給食や福祉施設へ寄贈

J A新はこだて管内では、各地域において地元で生産された農産物などを学校給食や福祉施設へ寄贈しています。

○食育授業

管内の園児、小・中学生、高校生と農業体験や施設見学などの食農教育を中心とする教育実践を通じ、「農業に対する理解」や「食の大切さ」を知ってもらい、農業のファン層の拡大及び地域の発展に貢献することを目的として行っています。

○地域との交流

地域の皆様に日頃の感謝を込めて、各地区で夏まつりや収穫祭を開催しているほか、少年野球大会への協賛等、各地のイベントへ積極的に参加しています。各イベントでは、J Aならではの新鮮な農畜産物や料理を提供し、組合員や地域住民との交流を深めています。

○交通安全運動・清掃活動

交通安全運動期間に地域住民と一緒に街頭に立ち、啓発活動を行うとともに、支店周辺の道路の清掃活動を行うなど、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいます。



2. 利用者ネットワークの取り組み

○年金友の会

年金友の会では、旅行や愛好者による「パークゴルフ大会」等を開催しています。

3. 情報提供活動

○広報誌「えすぽわーる」、コミュニティ誌「しんはこ 農 K-now」の発行

J Aと組合員を結ぶ広報誌「えすぽわーる」や、J Aと地域の皆様を結ぶコミュニティ誌「しんはこ 農 K-now」の発行により、各地域のイベントやJ A活動の内容について組合員や地域の皆様にお知らせしています。

○ホームページ、Facebookでの情報発信

ホームページ、Facebookで各イベントやキャンペーン情報、J Aの取り組みなどについて発信しております。

・ホームページ⇒URL：<https://www.ja-shinhakodate.jp/>

・Facebook⇒ **JA新はこだて facebook** **検索**



5. リスク管理の状況

■リスク管理体制

【リスク管理方針】

組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

そのために、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、当JA全体に係るリスクを総合的に管理し、健全かつ適正な業務運営を行うための体制を整備します。

また、このリスク管理方針に基づき、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理にとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理等を通じてリスク管理体制の充実・強化に努めます。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期点検等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルや内部統制文書を整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を評価し、改善、合理化への助言、提案などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

■法令遵守の体制（コンプライアンスの取組みについて）

●基本方針

当JAは「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げ、この基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外監事の登用
- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部監査室の設置
- ・ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 役職員の法務研修派遣の実施
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

■金融 A D R 制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

① 金融関係

当 J A では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、J A バンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当 J A 経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

◆ J A バンク相談・苦情等受付窓口(本店) 電話番号：0138-77-5552
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）

- 4 北海道農業協同組合中央会が設置・運営する J A バンク相談所でも、J A バンクに関する苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申し出者のご了解を得たうえで、ご利用の組合に対して解決を依頼します。

◆ 一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所 電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日及び年末年始を除く）

② 共済関係

当組合では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、当組合は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 当組合は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 当組合は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、当組合の J A 共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

本店営業店	0138-77-7771	若松支店	0137-85-1331	八雲支店	0137-62-2121	森支店	01374-2-2075
長万部支店	01377-2-3122	上磯支店	0138-73-2121	知内支店	01392-5-5511	函館支店	0138-57-5521
厚沢部支店	0139-64-3321	江差支店	0139-53-6131	七飯支店	0138-65-2556		
中々中央支店	0137-84-5934						

* 相談・苦情等受付総括窓口(本店) 電話番号：0138-77-5556 受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時

○ご利用者の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。なお、J A 共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、J A 共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

J A 共済相談受付センター（J A 共済連 全国本部）
電話番号：0120-536-093
受付時間：午前 9 時～午後 6 時（月～金曜日）、午前 9 時～午後 5 時（土曜日）

(2)紛争解決措置の内容

①金融関係

苦情などのお申し出については、当J Aが対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

◆札幌弁護士会 紛争解決センター 電話番号：011-251-7730
受付時間：午前9時～午後4時（午後0時～午後1時を除く）
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

上記弁護士会の利用に際しては、J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、以下の当J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口または北海道J Aバンク相談所にお申し出ください。
なお、直接お申し立ていただくことも可能です。

◆J Aバンク相談・苦情等受付窓口（本店） 電話番号：0138-77-5552
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
◆一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所
電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日及び年末年始を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にご相談下さい。

②共済関係

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当組合は下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は当組合にお問い合わせください。

- ・ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ・ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
- ・ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ・ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
- ・ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

1. 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話番号：03-5368-5757
受付時間：午前9時～午後5時
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

※自動車事故の賠償にかかわるものは、
お取り扱いしていません。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）

2. 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠責共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

3. 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>
公益財団法人 日弁連交通事故相談センターの相談所が全国の各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。
※ 連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。
4. 公益財団法人 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>
公益財団法人 交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。
※連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。
5. 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>
弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったときのための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続（和解斡旋手続・裁定手続）および見解表明手続を行っています。
※連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

6. 自己資本の状況

①自己資本比率の充実

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年１月末における自己資本比率は、16.42%となりました。

②経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	新函館農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	3,217百万円（前年度3,250百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「Ⅴ 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ．業 績 等

1．直近の事業年度における事業の概況

当期においては、新型コロナウイルス感染症が世界で継続する中、多くの国々ではWithコロナに向けた政策転換として、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るべく正常化への動きが進んでおり消費低迷からの脱却の兆しが見えてきています。一方、昨年2月に勃発した、ロシアによるウクライナ侵攻は、食料やエネルギーといった商品市況の高騰、貿易、金融市場の混乱を招いており、各国の経済成長にも大きな影響を与えています。また、世界の人口動向を見ると日本が著しく減少しているものの、インドが中国を超え14億人超の世界一となるなど増加の一途を辿っており、世界的な食料不足の中、各国では食料安定供給に向けた肥料等の争奪戦が繰り広げられており、資源不足と価格高騰が各産業へ大きな影響を及ぼしています。

このような中、国内経済については、長引く低金利政策や円安を背景に、燃油価格の高止まりや原材料価格の上昇が続いており、特に農業分野では生産コストの著しい増加によって、農業経営に大きな影響を与えています。

令和4年度の各事業については、販売事業については農産物全般に春先からの好天に恵まれ順調にスタートしたものの6月中盤以降は低温寡照となり生育が一時停滞、その後初夏を迎える7月には高温猛暑、8月には集中豪雨による冠水被害も各地で発生し、多くの品目で品質や収量の低下を招きました。酪農畜産では、生乳需給が大幅に緩和したことにより生産抑制への取り組み強化が進みました。また、個体販売では外食産業での需要低下、飼料価格の高騰等が影響し、多くの肥育農家で購買意欲が減退し取引価格が低迷しました。こういった状況の中、農畜産物を合わせた販売取扱額は287.2億円（計画対比95.8%）の実績となりました。

信用事業については生活メインバンク化の促進、農業資金への対応や消費者ローンの推進により、貯金残高1,135.7億円（計画対比100.5%）、貸付残高429.3億円（計画対比109.9%）の実績となりました。

共済事業については、コロナ禍の中、利用者に配慮した訪問活動により「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供に努めてまいりましたが、推進総合ポイント942万ポイント（計画対比90.3%）の実績となりました。

購買事業については、肥料の価格高騰対策や飼料の特別対策、更には各種資材の早期予約取り纏めを継続して実施し、生産資材の安定供給と生産コスト抑制に向けた各種対策を実施しました。生産資材総体の供給額は87.3億円（計画対比116.1%）の取り扱いとなりました。

各事業総体の実績については、販売取扱額が減少したことが大きく影響し、全体の事業総利益では2,837百万円の前年対比96.6%、事業管理費についてはコロナ禍により活動が抑制されたものの電気料金等の各費用が増加し2,663百万円の前年対比98.9%、これら差し引いた事業利益については174百万円の前年対比71.2%の実績となりました。

２．最近５年間の主要な経営指標

(単位：千円、人、口)

科 目	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
経 常 収 益	12,036,603	12,401,128	11,879,680	12,212,097	9,884,622
信用事業収益	(1,068,120)	(1,154,325)	(1,042,336)	(1,026,859)	(1,042,715)
共済事業収益	(632,037)	(624,746)	(577,395)	(581,441)	(560,120)
販売事業収益	(1,116,122)	(1,075,126)	(1,116,445)	(1,055,974)	(1,067,511)
購買事業収益	(7,876,338)	(8,052,263)	(7,653,125)	(8,108,834)	(5,787,884)
保管事業収益	(69,865)	(69,456)	(75,195)	(79,354)	(82,792)
その他事業収益	(1,147,464)	(1,299,224)	(1,284,001)	(1,229,494)	(1,201,497)
営農指導収入	(126,654)	(125,986)	(131,181)	(130,138)	(142,101)
経 常 利 益	310,118	373,228	433,924	373,481	282,248
当 期 剰 余 金(注)	222,530	324,616	320,998	237,477	242,954
出 資 金	3,359,171	3,344,006	3,305,538	3,268,546	3,237,060
出 資 口 数	3,359,171	3,344,006	3,305,538	3,268,546	3,237,060
純 資 産 額	8,413,799	8,612,161	8,828,607	8,925,422	8,893,153
総 資 産 額	122,280,027	123,230,783	125,738,203	126,521,572	128,249,491
貯 金 等 残 高	108,129,559	109,174,615	111,347,104	112,391,581	113,575,376
貸 出 金 残 高	41,293,527	40,302,084	39,395,238	41,236,093	42,936,145
有 価 証 券 残 高	555,346	—	—	—	891,762
剰 余 金 配 当 金 額	81,689	81,391	81,212	80,648	130,122
出 資 配 当 の 額	(31,689)	(31,391)	(31,212)	(30,648)	(30,122)
事業利用分量配当の額	(50,000)	(50,000)	(50,000)	(50,000)	(100,000)
職 員 数	415	398	400	396	384
単 体 自 己 資 本 比 率	16.37%	16.30%	16.76%	16.76%	16.42%

注１）当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注２）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

3. 決算関係書類（2期分）

■貸借対照表

（単位：千円）

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
（資産の部）			（負債の部）		
1 信用事業資産	111,704,890	112,959,933	1 信用事業負債	113,815,318	114,914,513
(1)現金	689,549	713,423	(1)貯金	112,391,581	113,575,376
(2)預金	69,365,929	68,219,551	(2)借入金	635,272	532,880
系統預金	(69,223,424)	(68,093,228)	(3)その他の信用事業負債	455,670	637,903
系統外預金	(142,505)	(126,323)	未払費用	(43,711)	(33,129)
(3)有価証券	－	891,762	その他の負債	(411,959)	(604,774)
国債	－	(891,762)	(4)債務保証	332,794	168,353
(4)貸出金	41,236,093	42,936,145	2 共済事業負債	350,603	367,087
(5)その他の信用事業資産	470,150	437,555	(1)共済資金	165,907	185,992
未収収益	(419,514)	(384,627)	(2)未経過共済付加収入	183,009	179,369
その他の資産	(50,635)	(52,927)	(3)共済未払費用	1,241	1,101
(6)債務保証見返	332,794	168,353	(4)その他の共済事業負債	444	623
(7)貸倒引当金	▲ 389,626	▲ 406,857	3 経済事業負債	2,084,226	2,866,023
2 共済事業資産	1,744	555	(1)経済事業未払金	1,960,943	2,615,254
(1)その他の共済事業資産	1,748	556	(2)経済受託債務	29,502	90,388
(2)貸倒引当金	▲ 4	▲ 1	(3)その他の経済事業負債	93,781	160,379
3 経済事業資産	3,879,340	4,218,395	前受収益	－	(91,238)
(1)受取手形	33,698	24,904	その他の負債	(93,781)	(69,141)
(2)経済事業未収金	1,653,459	1,986,579	4 雑負債	1,001,765	867,920
(3)経済受託債権	639,331	518,875	(1)未払法人税等	62,184	11,565
(4)棚卸資産	789,194	920,595	(2)リース債務	522,263	489,410
購買品	(740,083)	(872,739)	(3)その他の負債	417,316	366,944
その他の棚卸資産	(49,110)	(47,856)	5 諸引当金	344,235	340,794
(5)その他の経済事業資産	778,579	789,131	(1)賞与引当金	50,537	50,021
未収収益	－	(58,658)	(2)退職給付引当金	257,303	247,892
その他の資産	(778,579)	(730,472)	(3)役員退職慰労引当金	36,394	42,879
(6)貸倒引当金	▲ 14,923	▲ 21,691	負債の部合計	117,596,150	119,356,338
4 雑資産	767,477	887,444	（純資産の部）		
(1)組勘未決済勘定	397,745	552,640	1 組合員資本	8,925,422	8,963,569
(2)その他の雑資産	371,408	337,150	(1)出資金	3,268,546	3,237,060
(3)貸倒引当金	▲ 1,676	▲ 2,346	(2)資本準備金	2,543	2,543
5 固定資産	4,415,437	4,365,137	(3)利益剰余金	5,812,602	5,906,240
(1)有形固定資産	4,398,781	4,350,176	利益準備金	2,737,000	2,785,000
建物	(7,515,780)	(7,650,469)	その他利益剰余金	3,075,602	3,121,240
機械装置	(1,992,937)	(1,992,389)	経営基盤強化積立金	(1,500,000)	(1,530,000)
土地	(1,588,628)	(1,588,449)	農業資材価格安定積立金	(230,000)	(250,000)
その他の有形固定資産	(2,022,938)	(1,950,171)	税効果積立金	(147,788)	(135,959)
減価償却累計額	(▲ 8,721,503)	(▲ 8,831,302)	施設整備積立金	(840,000)	(890,000)
(2)無形固定資産	16,655	14,961	当期末処分剰余金	(357,813)	(315,280)
その他の無形固定資産	(16,655)	(14,961)	（うち当期剰余金）	(237,477)	(242,954)
6 外部出資	5,602,258	5,655,141	(4)処分未済持分	▲ 158,270	▲ 182,274
(1)外部出資	5,602,258	5,655,141	2 評価・換算差額等	－	▲ 70,416
系統出資	(5,178,388)	(5,231,271)	(1)その他有価証券評価差額金	－	▲ 70,416
系統外出資	(404,170)	(404,170)			
子会社等出資	(19,700)	(19,700)			
7 繰延税金資産	150,425	162,884			
資産の部合計	126,521,572	128,249,491	純資産の部合計	8,925,422	8,893,153
			負債及び純資産の部合計	126,521,572	128,249,491

■損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
1 事業総利益	2,935,165	2,837,500	(9)保管事業収益	79,354	82,792
事業収益	11,833,035	9,524,837	(10)保管事業費用	39,687	40,693
事業費用	8,897,869	6,687,336	保管事業総利益	39,667	42,099
(1)信用事業収益	1,026,859	1,042,715	(11)その他事業収益	1,229,494	1,201,497
資金運用収益	931,172	939,700	(12)その他事業費用	1,008,430	1,025,127
(うち預金利息)	(2,830)	(2,087)	その他事業総利益	221,064	176,370
(うち受取奨励金)	(335,237)	(305,800)	(13)指導事業収入	130,138	142,101
(うち有価証券利息)	(-)	(5,184)	(14)指導事業支出	125,937	144,562
(うち貸出金利息)	(577,441)	(607,342)	(うち貸倒引当金戻入益)	(▲323)	(▲6)
(うちその他受入利息)	(15,662)	(19,285)	指導事業収支差額	4,201	▲2,460
役務取引等収益	44,957	46,989	2 事業管理費	2,690,575	2,663,208
その他事業直接収益	-	7,390	(1)人件費	2,149,318	2,126,340
その他経常収益	50,730	48,635	(2)業務費	138,764	148,264
(2)信用事業費用	287,407	295,895	(3)諸税負担金	86,129	77,619
資金調達費用	37,370	29,582	(4)施設費	295,630	288,690
(うち貯金利息)	(27,182)	(20,710)	(5)その他事業管理費	20,731	22,294
(うち給付補填備金繰入)	(244)	(242)	事業利益	244,590	174,291
(うち借入金利息)	(5,034)	(4,407)	3 事業外収益	221,930	210,723
(うちその他支払利息)	(4,908)	(4,222)	(1)受取雑利息	96	17
役務取引等費用	20,590	18,190	(2)受取出資配当金	59,400	59,389
その他事業直接費用	0	0	(3)賃貸料	101,246	115,084
その他経常費用	229,446	248,122	(4)受入リース料	34,339	27,189
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,668)	(17,231)	(5)償却債権取立益	-	1,266
(うち貸出金償還)	(3,047)	(4,410)	(6)雑収入	26,846	7,775
信用事業総利益	739,452	746,819	4 事業外費用	93,038	102,765
(3)共済事業収益	581,441	560,120	(1)支払雑利息	2,099	1,542
共済付加収入	539,935	524,012	(2)寄付金	5,507	5,684
その他の収益	41,505	36,107	(3)貸倒引当金繰入額(事業外)	217	669
(4)共済事業費用	35,980	37,354	(4)賃貸施設管理費	84,615	94,857
その他の費用	35,980	37,354	(5)雑損失	598	12
(うち貸倒引当金繰入額)	(3)	(-)	経常利益	373,481	282,248
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲3)	5 特別利益	79,084	40,630
共済事業総利益	545,461	522,766	(1)固定資産処分益	4,245	4,583
(5)購買事業収益	8,108,834	5,787,884	(2)一般補助金	50,385	29,097
購買品供給高	7,860,689	5,557,980	(3)その他の特別利益	24,453	6,949
購買手数料	-	106,451	6 特別損失	143,410	25,267
その他の収益	248,144	123,451	(1)固定資産処分損	12,282	9,374
(6)購買事業費用	7,529,836	5,208,252	(2)固定資産圧縮損	26,288	4,857
購買品供給原価	7,334,065	5,027,539	(3)減損損失	81,440	1,236
購買配達費	111,237	124,780	(4)その他の特別損失	23,399	9,799
その他の費用	84,533	55,931	税引前当期利益	309,155	297,611
(うち貸倒引当金繰入額)	(184)	(1,795)	法人税・住民税及び事業税	74,314	13,934
購買事業総利益	578,997	579,631	法人税等調整額	▲2,637	40,722
(7)販売事業収益	1,055,974	1,067,511	法人税等合計	71,677	54,656
販売手数料	671,366	668,916	当期剰余金	237,477	242,954
その他の収益	384,607	398,594	当期首繰越剰余金	120,335	126,528
(8)販売事業費用	249,653	295,237	会計方針の変更による累積的影響額	-	68,667
その他の費用	249,653	295,237	遡及処理後当期首繰越剰余金	-	57,860
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,160)	(4,977)	税効果積立金取崩額	-	14,466
販売事業総利益	806,320	772,273	当期末処分剰余金	357,813	315,280

■剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	357,813,901	315,280,475
2. 剰 余 金 処 分 額	231,285,222	239,122,328
(1) 利 益 準 備 金	48,000,000	49,000,000
(2) 任 意 積 立 金	102,637,141	60,000,000
経 営 基 盤 強 化 積 立 金	(30,000,000)	(30,000,000)
農 業 資 材 価 格 安 定 積 立 金	(20,000,000)	(-)
税 効 果 積 立 金	(2,637,141)	(-)
施 設 整 備 積 立 金	(50,000,000)	(30,000,000)
(3) 出 資 配 当 金	30,648,081	30,122,328
(4) 事 業 分 量 配 当 金	50,000,000	50,000,000
(5) 特 別 事 業 分 量 配 当 金	(-)	50,000,000
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	126,528,679	76,158,147

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和3年度	1 %	令和4年度	1 %
-------	-----	-------	-----

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和3年度	11,900,000	令和4年度	12,200,000
-------	------------	-------	------------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種 類	積立目的	積立目標金額	取崩基準
経営基盤強化積立金	組合事業の改善発達に資するための支出に対処するため	20億円以内	①農業環境・政策の変動 ②会計基準変更 ③金融経済、農業情勢の悪化、債務者の事故等
農業資材価格安定積立金	農業資材の価格変動があった場合の供給価格の安定	5億円以内	価格高騰時の期中補てん、期末棚卸在庫低落の損失補てん等
税 効 果 積 立 金	繰延税金資産の回収可能性見合	繰延税金資産と同額以内	繰延税金資産を取崩すとき
施 設 整 備 積 立 金	高額な固定資産の整備の必要時に対処するため	20億円以内	高額な固定資産整備に対する支出事由が発生したとき

■注記表（令和３年度）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券

〔時価のないもの〕

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

■注記表（令和４年度）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
〔時価のあるもの〕
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上し、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① 貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ロ 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① 収益認識関連
当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）（以下、収益認識に関する会計基準等）を適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。
- ・ 購買事業（農業関連）
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - ・ 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - ・ 保管事業
組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。出入庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - ・ その他事業
乾燥調製施設・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ② 貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

(6) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 共同計算について

同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上し、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法及び共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

③ 共同計算について

同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上し、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用し、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

(全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米穀、麦及び大豆、種子馬鈴薯について、従来は集荷した時点で収益を認識していましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当事業年度の販売事業収益が3,686千円増加し、販売事業総利益が3,686千円増加しています。これにより、事業収益が3,686千円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は、68,667千円減少しています。

(代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していま

2. 表示方法の変更

(1) 会計上の見積り開示会計基準の適用初年度

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
150,425千円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を回収可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、作成した計数計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
81,440千円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッ

したが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益が2,993,853千円、購買事業費用が2,993,853千円減少しています。これにより、事業収益が2,993,853千円、事業費用が2,993,853千円減少しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

(1) 経済事業未収収益・前払費用及び前受収益・未払費用の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益・前払費用を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しています。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益・未払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 162,884千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、作成した計数計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 1,236千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッ

シュ・フローについては、中期収支見込を基礎に一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額はつぎのとおりです。

(単位：千円)

種 類	当 年	H14.2.1以降累計
建 物	—	666,370
機 械 装 置	10,107	1,013,291
その他の有形固定資産	16,181	571,210
合 計	26,288	2,250,871

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 106,227千円

子会社等に対する金銭債務の総額 697,079千円

(3) 貸出金に含まれるリスク管理債権

① 貸出金のうち破綻先債権額は38,722千円、延滞債権額は740,711千円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

② 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。

シュ・フローについては、中期収支見込を基礎に算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 430,896千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,857千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

(単位：千円)

種 類	当 年	H14.2.1以降累計
建 物	2,150	668,520
構 築 物	2,190	525,747
機 械 装 置	515	1,013,806
その他の有形固定資産	—	47,653
合 計	4,857	2,255,726

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 122,984千円

子会社等に対する金銭債務の総額 837,408千円

(3) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は528,584千円、危険債権額は496,731千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の残高はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他

- ③ 貸出金のうち貸出条件緩和債権額はありません。
 なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ④ ①～③の合計額は779,433千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	465,542千円
うち事業取引高	362,584千円
うち事業取引以外の取引高	102,957千円
子会社等との取引による費用総額	213,737千円
うち事業取引高	202,085千円
うち事業取引以外の取引高	11,651千円

(2) 減損損失の状況

① グループिंगの概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、事業用店舗は支店ごとに、一般資産としてグループピングしています。

本店および農業関連施設（選果施設・ライスセンター・農業倉庫等）については、共用資産としています。

農業関連施設は、組合員による組合の事業利用を促進させるとともに、組合全体の収益による回収を想定しているため、全体の共用資産としています。

賃貸資産および遊休資産は施設単位ごとにグループピングしています。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場所	物件名	用途	種類	備考
本店	本店事務所	事業用	建 物	令和4年度処分予定
本店	事務所フロアコンセント移設	事業用	建 物	〃
本店	本店事務所看板付属	事業用	建 物	〃
本店	本店事務所改修工事	事業用	建 物	〃
本店	道南農業会館昇降機改修工事	事業用	建 物	〃
知内	事務所	事業用	建 物	〃
知内	金融事務所階段ホール内壁塗装修繕工事	事業用	建 物	〃
知内	事務所（改修）	事業用	建 物	〃
知内	事務所 改修	事業用	建 物	〃
知内	知内支店事務所トイレ改修工事	事業用	建 物	〃
知内	キュービクル内高圧コンデンサー取替え工事	事業用	建 物	〃
知内	花壇	事業用	その他	〃
知内	構内整備	事業用	その他	〃
知内	知内支店高圧ケーブル交換工事	事業用	その他	〃
知内	金庫内金庫	事業用	その他	〃
大野	大野支店 地温ボイラー	事業用	機械装置	〃

の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

- ③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は1,025,315千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	939,232千円
うち事業取引高	818,753千円
うち事業取引以外の取引高	120,479千円
子会社等との取引による費用総額	352,533千円
うち事業取引高	340,682千円
うち事業取引以外の取引高	11,851千円

(2) 減損損失の状況

① グループिंगの概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、基幹支店ごとに、一般資産としてグループピングしています。

本店および農業関連施設（選果施設・ライスセンター・農業倉庫等）については、共用資産としています。

農業関連施設は、組合員による組合の事業利用を促進させるとともに、組合全体の収益による回収を想定しているため、全体の共用資産としています。

賃貸資産および遊休資産は施設単位ごとにグループピングしています。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場所	物件名	用途	種類	備考
知内	知内支店 温風機	事業用	機 械	令和5年度処分予定
大野	大野支店地温ボイラー	事業用	機 械	〃
大野	大野支店 温風機	事業用	機 械	〃
大野	大野支店 温風機	事業用	機 械	〃
八雲	八雲町出雲町60-102	事業用	土 地	

場所	物件名	用途	種類	備考
大野	大野支店 温風機	事業用	機械装置	令和4年度処分予定
大野	大野支店 地温ボイラー	事業用	機械装置	〃
大野	大野支店 温風機	事業用	機械装置	〃
八雲	八雲町熱田17-2	事業用	土 地	回収可能価額が帳簿価額を下回った為
八雲	八雲町熱田17-43	事業用	土 地	〃
厚沢部	鶉支店事務所	事業用	建 物	店舗統廃合
厚沢部	館支店事務所	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店事務所 不動産取得税	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店事務所裏倉庫	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店電気設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店電話設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店受変電設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店冷暖房設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店換気設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店給排水設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店衛生器具設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店外構工事	事業用	その他	〃
若松	資材店舗	事業用	建 物	〃
若松	プレハブ会議室	事業用	建 物	〃
若松	瀬棚支店農業倉庫 1号屋根塗装工事	事業用	建 物	〃
若松	瀬棚支店集出荷施設 屋根塗装工事	事業用	建 物	〃
若松	事務所改築工事	事業用	建 物	〃
若松	事務所下水道工事	事業用	建 物	〃
若松	瀬棚支店事務所エアコン	事業用	建 物	〃
若松	瀬棚支店電子錠システム	事業用	建 物	〃
若松	瀬棚支店屋外給排水工事	事業用	建 物	〃
若松	プレハブ会議室エアコン	事業用	その他	〃
知内	木古内支店事務所	事業用	建 物	〃
七飯	大沼支店新築	事業用	建 物	〃
厚沢部	館町137-4	事業用	土 地	〃
厚沢部	館町140-1	事業用	土 地	〃
若松	瀬棚町本町485-1	事業用	土 地	〃

③ 減損損失の認識に至った経緯

令和4年度で解体・処分を予定している資産を減損損失として計上しています。また、土地（遊休）に関しては、回収可能価額が帳簿価額を下回った為、その差額を減損損失として計上しています。

鶉・館・瀬棚・木古内・大沼支店については、支店・施設の統廃合にともなって、使用する見込みがないことから、減損の兆候在りと判定され、減損損失として計上しています。

③ 減損損失の認識に至った経緯

令和5年度で処分を予定している資産を減損損失として計上しています。また、土地（遊休）に関しては、回収可能価額が帳簿価額を下回った為、その差額を減損損失として計上しています。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

(単位：千円)

物件名	建物	構築物	機械装置	土地	合計
本店事務所	3,432	—	—	—	3,432
事務所フロアコンセント移設	2	—	—	—	2
本店事務所看板付属	274	—	—	—	274
本店事務所改修工事	609	—	—	—	609
道南農業会館昇降機改修工事	77	—	—	—	77
事務所	9,405	—	—	—	9,405
金融事務所階段ホール内壁塗装修繕工事	508	—	—	—	508
事務所（改修）	2,867	—	—	—	2,867
事務所改修	243	—	—	—	243
知内支店事務所トイレ改修工事	65	—	—	—	65
キュービクル内高圧コンデンサー取替え工事	192	—	—	—	192
花壇	—	—	—	12	12
構内整備	—	—	—	0	0
知内支店高圧ケーブル交換工事	—	—	—	398	398
金庫内金庫	—	—	—	43	43
大野支店 地温ボイラー	—	109	—	—	109
大野支店 温風機	—	572	—	—	572
大野支店 地温ボイラー	—	43	—	—	43
大野支店 温風機	—	48	—	—	48
八雲町熱田17-2	—	—	140	—	140
八雲町熱田17-43	—	—	1	—	1
鶴支店事務所	1,633	—	—	—	1,633
館支店事務所	6,611	—	—	—	6,611
館支店事務所不動産取得税	232	—	—	—	232
館支店事務所裏倉庫	3,752	—	—	—	3,752
館支店電気設備	753	—	—	—	753
館支店電話設備	81	—	—	—	81
館支店受変電設備	520	—	—	—	520
館支店冷暖房設備	433	—	—	—	433
館支店換気設備	147	—	—	—	147
館支店給排水設備	254	—	—	—	254
館支店衛生器具設備	63	—	—	—	63
館支店外構工事	—	—	—	133	133
資材店舗	1,108	—	—	—	1,108
プレハブ会議室	387	—	—	—	387
瀬棚支店農業倉庫1号屋根塗装工事	1,928	—	—	—	1,928
瀬棚支店集出荷施設屋根塗装工事	1,357	—	—	—	1,357
事務所改築工事	854	—	—	—	854
事務所下水道工事	46	—	—	—	46
瀬棚支店事務所エアコン	58	—	—	—	58
瀬棚支店電子錠システム	324	—	—	—	324
瀬棚支店屋外給排水工事	92	—	—	—	92
プレハブ会議室エアコン	—	—	—	33	33
木古内支店事務所	25,225	—	—	—	25,225
大沼支店新築	13,560	—	—	—	13,560
館 町 137 - 4	—	—	1,712	—	1,712
館 町 140 - 1	—	—	737	—	737
瀬棚町本町485-1	—	—	344	—	344
合 計	77,108	773	2,936	621	81,440

⑤ 回収可能価額の算定方法

- 令和4年度で解体・処分を予定している資産については、備忘価格1円を残し全額減損しています。また、土地（遊休）の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は各市町村の固定資産税評価額に基づき算定しています。
- 令和3年度以降に統廃合をした店舗（資産）及び令和4年度に統廃合を予定している店舗（資産）については、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その時価は固定資産税評価額を補正して算定しています。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

(単位：千円)

物件名	機械装置	土地	合計
知内支店 温風機	228	—	228
大野支店 地温ボイラー	225	—	225
大野支店 温風機	529	—	529
大野支店 温風機	76	—	76
八雲町出雲町60-102	—	177	177
合 計	1,059	177	1,236

⑤ 回収可能価額の算定方法

- 令和5年度で処分を予定している資産については、備忘価格1円を残し全額減損しています。また、土地（遊休）の回収可能価額は、正味売却価額を採用し、その時価は各市町村の固定資産税評価額に基づき算定しています。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、純投資目的（その他の有価証券）で保有しており、これらは発行体の信用リスクに晒されています。

借入金、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道、北海道信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価

7. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他の有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道、北海道信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価

値が424,858千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

- ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	69,365,929	69,367,382	1,452
貸出金（*1）	41,240,818		
貸倒引当金（*2）	▲ 389,626		
貸倒引当金控除後	40,851,192	43,783,825	2,932,633
経済事業未収金	1,653,459		
貸倒引当金（*3）	▲ 14,923		
貸倒引当金控除後	1,638,536	1,638,536	—
資 産 計	111,855,658	114,789,744	2,934,086
貯金	112,391,581	112,408,631	17,050
借入金	635,272	647,964	12,692
経済事業未払金	1,960,943	1,960,943	—
負 債 計	114,987,797	115,017,539	29,741

（*1）貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生貸付金4,725千円を含めています。
（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
（*3）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

値が786,256千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

- ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	68,219,551	68,204,534	▲ 15,016
有価証券	891,762	891,762	—
その他有価証券	891,762	891,762	—
貸出金	42,936,145		
貸倒引当金（*1）	▲ 406,857		
貸倒引当金控除後	42,529,287	43,207,391	678,103
経済事業未収金	1,986,579		
貸倒引当金（*2）	▲ 21,691		
貸倒引当金控除後	1,964,888	1,964,888	—
資 産 計	113,605,489	114,268,575	663,087
貯金	113,575,376	113,449,434	▲ 125,942
借入金	532,880	528,627	▲ 4,252
経済事業未払金	2,615,254	2,615,254	—
負 債 計	116,723,511	116,593,315	▲ 130,195

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
（*2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によります。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*)	5,602,258

*外部出資は時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

ロ 有価証券及び外部出資

債券は取引金融機関等から提示された価格によります。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ニ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によります。

- ③ 時価のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	5,655,141

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	69,365,929	-	-	-	-	-
貸出金 (* 1, 2)	4,472,667	2,796,661	2,453,109	2,167,529	1,959,893	26,990,293
経済事業未収金	1,653,459	-	-	-	-	-
合 計	75,492,057	2,796,661	2,453,109	2,167,529	1,959,893	26,990,293

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越393,940千円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等395,938千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (* 1)	90,685,083	6,916,624	10,095,056	1,521,599	3,173,217	-
借入金	92,864	95,053	69,950	70,891	39,099	267,413
合 計	90,777,947	7,011,677	10,165,006	1,592,490	3,212,316	267,413

(* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約によるJ A 退職金給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	▲ 1,606,353千円
① 勤務費用	▲ 109,925千円
② 利息費用	▲ 2,646千円
③ 数理計算上の差異の発生額	5,349千円
④ 退職給付の支払額	118,749千円
調整額合計 (①～④の合計)	828千円
期末における退職給付債務 (期首+調整額)	▲ 1,605,525千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,344,232千円
① 期待運用収益	9,625千円
② 数理計算上の差異の発生額	▲ 966千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	81,272千円
④ 退職給付の支払額	▲ 85,942千円
調整額合計 (①～④の合計)	3,989千円

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	68,219,551	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	1,000,000
貸出金 (* 1, 2)	4,371,544	2,580,524	2,347,308	2,156,244	1,972,799	29,113,482
経済事業未収金	1,986,579	-	-	-	-	-
合 計	74,577,676	2,580,524	2,347,308	2,156,244	1,972,799	29,213,482

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越445,177千円については「1年以内」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等394,241千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (* 1)	90,857,859	9,838,210	7,756,250	2,740,365	2,382,690	-
借入金	98,659	69,231	57,777	39,099	36,152	231,959
合 計	90,956,519	9,907,441	7,814,028	2,779,464	2,418,843	231,959

(* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

8. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれています。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国債	989,103	(891,762) (▲ 97,341)
	小計	989,103	(891,762) (▲ 97,341)
合 計		989,103	(891,762) (▲ 97,341)

なお、上記評価差額から繰延税金資産26,924千円を控除した金額70,416千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	498,370	7,390	-
合 計	498,370	7,390	-

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約によるJ A 退職金給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	▲ 1,605,525千円
① 勤務費用	▲ 111,248千円
② 利息費用	▲ 2,593千円
③ 数理計算上の差異の発生額	▲ 7,837千円
④ 退職給付の支払額	162,990千円
調整額合計 (①～④の合計)	41,311千円
期末における退職給付債務 (期首+調整額)	▲ 1,564,214千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,348,222千円
① 期待運用収益	8,970千円
② 数理計算上の差異の発生額	▲ 492千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	82,920千円
④ 退職給付の支払額	▲ 123,297千円
調整額合計 (①～④の合計)	▲ 31,900千円

期末における年金資産（期首+調整額）	1,348,222千円
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
① 退職給付債務	▲ 1,605,525千円
② 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	1,348,222千円
③ 未積立退職給付債務（①+②）	▲ 257,303千円
④ 貸借対照表計上額純額	▲ 257,303千円
⑤ 退職給付引当金	▲ 257,303千円
(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
① 勤務費用	109,925千円
② 利息費用	2,646千円
③ 期待運用収益	▲ 9,625千円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	6,315千円
小計（①～④の計）	109,262千円
⑤ 臨時に支払った割増退職金	328千円
合計（①～⑤の合計）	109,590千円
(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
債券	64%
株式	27%
現金及び預金	3%
その他	6%
合計	100%
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
① 割引率	0.17%
② 期待運用収益率	0.65%
(9) 特例業務負担金の将来見込額	
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,277千円を含めて計上しています。	
なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293,887千円となっています。	

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3,110千円
賞与引当金	13,978千円
退職給付引当金	71,170千円
減損損失否認額	34,469千円
未収利息	70,159千円
期末手当	19,423千円
役員退職慰労引当金	10,066千円
その他	29,976千円
繰延税金資産小計	252,354千円
評価性引当額	▲ 101,928千円
繰延税金資産合計(A)	150,425千円
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.20%

期末における年金資産（期首+調整額）	1,316,321千円
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
① 退職給付債務	▲ 1,564,214千円
② 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	1,316,321千円
③ 未積立退職給付債務（①+②）	▲ 247,892千円
④ 貸借対照表計上額純額	▲ 247,892千円
⑤ 退職給付引当金	▲ 247,892千円
(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
① 勤務費用	111,248千円
② 利息費用	2,593千円
③ 期待運用収益	▲ 8,970千円
④ 数理計算上の差異の費用処理	8,330千円
額合計（①～④の合計）	113,201千円
(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
債券	64%
株式	28%
現金及び預金	3%
その他	5%
合計	100%
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
① 割引率	0.17%
② 期待運用収益率	0.65%
(9) 特例業務負担金の将来見込額	
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,052千円を含めて計上しています。	
なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、266,174千円となっています。	

10. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3,348千円
賞与引当金	13,835千円
退職給付引当金	68,567千円
減損損失否認額	29,427千円
未収利息不計上	35,509千円
役員退職慰労引当金	11,860千円
期末手当	15,905千円
その他有価証券評価差額金	26,294千円
その他	56,915千円
繰延税金資産小計	262,293千円
評価性引当額	▲ 99,408千円
繰延税金資産合計	162,884千円
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.81%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.66%
事業分量配当金	▲ 4.47%
住民税均等割・事業税率差異等	3.66%
各種税額控除等	▲ 0.26%
評価性引当額の増減	▲ 2.95%
そ の 他	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.18%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 3.15%
事業分量配当金	▲ 9.29%
住民税均等割・事業税率差異等	3.26%
各種税額控除等	▲ 0.08%
評価性引当額の増減	▲ 0.85%
そ の 他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.37%

11. 重要な後発事象

当組合は、令和4年4月13日開催の第20回通常総代会において承認された合併契約に基づき、令和5年2月1日に北檜山町農業協同組合と合併しました。

12. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

部門別損益計算書

【令和3年度】

(単位：千円)

区	分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導 事業	共通 管理費等
事業	収益①	12,212,097	1,026,859	581,441	10,473,657	-	130,138	
事業	費用②	9,276,932	287,407	35,980	8,827,606	-	125,937	
事業	総利益③(①-②)	2,935,165	739,452	545,461	1,646,050	-	4,201	
事業	管理費④	2,690,575	547,649	357,174	1,526,922	-	258,829	
うち	人件費	2,149,318	474,689	313,865	1,124,817	-	235,945	
うち	業務費	138,764	24,070	15,430	91,796	-	7,467	
うち	諸税負担金	86,129	15,365	9,853	56,501	-	4,409	
うち	施設費	295,630	29,825	15,653	240,206	-	9,945	
うち	減価償却費⑤	193,980	11,600	4,024	173,524	-	4,740	
その他	事業管理費	20,731	3,698	2,371	13,559	-	1,061	
※うち	共通管理費等⑥		184,444	118,276	678,228	-	52,934	▲1,033,884
(うち	減価償却費⑦)		6,208	3,980	22,827	-	1,781	▲34,798
事業	利益⑧(③-④)	244,590	191,803	188,286	119,128	-	▲254,628	
事業	外収益⑨	221,930	39,592	25,388	145,586	-	11,362	
うち	共通分⑩		39,592	25,388	145,586	-	11,362	▲221,930
事業	外費用⑪	93,038	16,598	10,643	61,033	-	4,763	
うち	共通分⑫		16,598	10,643	61,033	-	4,763	▲93,038
経常	利益⑬(⑧+⑨-⑪)	373,481	214,797	203,031	203,681	-	▲248,029	
特別	利益⑭	79,084	7,874	5,049	63,900	-	2,259	
うち	共通分⑮		7,874	5,049	28,955	-	2,259	▲44,139
特別	損失⑯	143,410	24,309	15,342	96,891	-	6,866	
うち	共通分⑰		23,925	15,342	87,978	-	6,866	▲134,114
税引前	当期利益⑱	309,155	198,362	192,738	170,689	-	▲252,635	
(⑬+⑭-⑯)								
営農指導	事業分配賦額⑲		63,739	47,015	141,880	-	252,635	
営農指導	事業分配賦後	309,155	134,622	145,723	28,809	-		
税引前	当期利益⑳(⑱-⑲)							

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和3年度	共通管理費等	〔人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割〕の平均値による配賦率
	営農指導事業	事業総利益割
令和4年度	共通管理費等	〔人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割〕の平均値による配賦率
	営農指導事業	事業総利益割

【令和4年度】

(単位：千円)

区	分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導 事業	共通 管理費等
事業	収益①	9,884,622	1,042,715	560,120	8,139,685	-	142,101	
事業	費用②	7,047,122	295,895	37,354	6,566,310	-	144,562	
事業	総利益③(①-②)	2,837,500	746,819	522,766	1,570,375	-	▲2,460	
事業	管理費④	2,663,208	540,610	358,474	1,526,968	-	237,155	
うち	人件費	2,126,340	462,914	314,601	1,133,944	-	214,879	
うち	業務費	148,264	25,091	16,099	99,304	-	7,768	
うち	諸税負担金	77,619	14,460	9,027	50,452	-	3,679	
うち	施設費	288,690	33,990	16,153	228,775	-	9,771	
うち	減価償却費⑤	182,185	14,148	3,766	159,547	-	4,722	
その他	事業管理費	22,294	4,153	2,592	14,491	-	1,056	
※うち	共通管理費等⑥		191,495	119,543	668,127	-	48,721	▲1,027,888
(うち	減価償却費⑦)		6,007	3,750	20,958	-	1,528	▲32,244
事業	利益⑧(③-④)	174,291	206,209	164,291	43,406	-	▲239,616	
事業	外収益⑨	210,723	40,287	24,359	136,147	-	9,928	
うち	共通分⑩		39,021	24,359	136,147	-	9,928	▲209,457
事業	外費用⑪	102,765	19,145	11,951	66,797	-	4,871	
うち	共通分⑫		19,145	11,951	66,797	-	4,871	▲102,765
経常	利益⑬(⑧+⑨-⑪)	282,248	227,351	176,609	112,755	-	▲234,558	
特別	利益⑭	40,630	3,017	1,883	34,960	-	767	
うち	共通分⑮		3,017	1,883	10,528	-	767	▲16,198
特別	損失⑯	25,267	4,691	2,920	16,464	-	1,190	
うち	共通分⑰		4,678	2,920	16,324	-	1,190	▲25,114
税引前	当期利益⑱	297,611	225,677	175,662	131,252	-	▲234,981	
(⑬+⑭-⑯)								
営農指導	事業分配賦額⑲		61,800	43,260	129,921	-	234,981	
営農指導	事業分配賦後	297,611	163,877	132,402	1,330	-		
税引前	当期利益⑳(⑱-⑲)							

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和3年度	共通管理費等	17.84%	11.44%	65.60%	5.12%	100%
	営農指導事業	25.23%	18.61%	56.16%	-	100%
令和4年度	共通管理費等	18.63%	11.63%	65.00%	4.74%	100%
	営農指導事業	26.30%	18.41%	55.29%	-	100%

Ⅲ．信用事業

1．信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

J Aでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。

貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行っております。

② J Aバンクシステムについて

J Aバンクシステムとは、ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し、より便利で安心なJ Aバンクになるため、全国のJ A・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、J Aバンク法^{※1}に基づいた、実質的に「ひとつの金融機関」^{※2}として活動していく新たな取り組みのことです。

このJ Aバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進め、組合員・利用者の皆さまの満足度をより高めていきます。

※1 J Aバンク法（再編強化法）… J Aバンクシステムが確実に機能し、J Aバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面で裏づけとして整備された法律です。

※2 ひとつの金融機関 …………… J AバンクはJ Aバンク会員（J A・都道府県段階での信連・農林中央金庫）で構成されるグループ名です。J Aバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、組合員、利用者の皆さまに、より身近でより便利なメインバンクとなることを目指しています。



２．信用事業の状況

■利益総括表

(単位：百万円)

区 分	令和３年度	令和４年度	増 減
資 金 運 用 収 支	894	910	16
役 務 取 引 等 収 支	24	28	4
そ の 他 信 用 事 業 収 支	▲ 179	▲ 192	▲ 13
信 用 事 業 粗 利 益	739	746	7
信 用 事 業 粗 利 益 率	0.67%	0.66%	▲ 0.01%
事 業 粗 利 益	2,935	2,837	▲ 98
事 業 粗 利 益 率	2.20%	2.10%	▲ 0.10%
事 業 純 益	107	31	▲ 76
実 質 事 業 純 益	245	174	▲ 71
コ ア 事 業 純 益	245	166	▲ 79
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	245	166	▲ 79

注１）事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注２）信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

〔信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)
＋金銭の信託運用見合費用〕

注３）信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

注４）事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

注５）事業純益は次の算式により計算しております。

〔事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額〕

一般貸倒引当金繰入額は全事業の合計額で、一般貸倒引当金戻入益となる場合は「０」としております。

注６）実質事業純益は次の算式により計算しております。

〔事業純益＋一般貸倒引当金繰入額〕

一般貸倒引当金繰入額は全事業の合計額で、一般貸倒引当金戻入益となる場合は「０」としております。

注７）コア事業純益は次の算式により計算しております。

〔実質事業純益－国債等債券関係損益〕

※国債等債券関係損益は「国債等債券売却益」、「国債等債券償還益」、「国債等債券売却損」、「国債等債券償還損」、「国債等債券償却損」を指しております。

注８）コア事業純益(投資信託解約損益を除く)は次の算式により計算しております。

〔コア事業純益－投資信託解約損益〕

※投資信託解約損益は「信用事業収益」「資金運用収益」「有価証券利息」に計上されるものに限ります。

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	110,039	930	0.84%	111,272	946	0.85%
うち 預 金	67,825	353	0.52%	66,679	327	0.49%
うち 有 価 証 券	—	—	—	675	12	1.77%
うち 貸 出 金	42,214	577	1.36%	43,918	607	1.38%
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 調 達 勘 定	112,038	32	0.03%	113,719	25	0.02%
うち 貯 金・定期積金	111,313	27	0.02%	113,072	21	0.01%
うち 借 入 金	725	5	0.68%	647	4	0.61%
総 資 金 利 ざ や	—		0.13%	—		0.16%

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

〔資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）〕

注2) 経費率は、次の算式により計算しております。

〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高×100〕

■受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

区 分	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	1,229	34,342
うち 預 金	▲ 3,133	▲ 743
うち 有 価 証 券	0	5,184
うち 貸 出 金	4,362	29,900
支 払 利 息	▲ 12,937	▲ 7,099
うち 貯 金・定期積金	▲ 15,834	▲ 6,472
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—
うち 借 入 金	▲ 785	▲ 627
うち そ の 他	3,682	▲ 686
差 引	14,166	41,441

注1) 増減額は前年度対比です。

■利益率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.27	0.20	▲ 0.07
資 本 経 常 利 益 率	4.26	3.19	▲ 1.07
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.22	0.18	▲ 0.04
資 本 当 期 純 利 益 率	2.71	2.74	0.03

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率＝当期純利益(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本当期純利益率＝当期純利益(税引後)／純資産勘定平均残高 × 100

３．貯金に関する指標

■科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和３年度		令和４年度		増 減
流動性貯金	54,884	(49.3%)	57,450	(50.8%)	2,566
定期性貯金	56,428	(50.7%)	55,622	(49.2%)	▲ 806
その他の貯金	—	(0.0%)	—	(0.0%)	—
計	111,312	(100.0%)	113,072	(100.0%)	1,760
譲渡性貯金	—	(0.0%)	—	(0.0%)	—
合 計	111,312	(100.0%)	113,072	(100.0%)	1,760

注１）流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注２）定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注３）（ ）内は構成比です。

■定期貯金残高

(単位：百万円)

区 分	令和３年度		令和４年度		増 減
定期貯金	56,400	(100.0%)	54,893	(100.0%)	▲ 1,507
うち固定金利定期	56,390	(99.9%)	54,886	(99.9%)	▲ 1,504
うち変動金利定期	10	(0.1%)	7	(0.1%)	▲ 3

注１）固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注２）変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注３）（ ）内は構成比です。

■貯金者別貯金残高

(単位：百万円)

区 分	令和３年度		令和４年度		増 減
組合員貯金	85,884	[76.4%]	84,761	[74.6%]	▲ 1,123
組合員以外の貯金	26,507	[23.6%]	28,814	[25.4%]	2,307
うち地方公共団体	7,245	(6.5%)	8,792	(7.7%)	1,547
うちその他非営利法人	2,161	(1.9%)	2,477	(2.2%)	316
うちその他員外	17,101	(15.2%)	17,545	(15.5%)	444
合 計	112,391	(100.0%)	113,575	(100.0%)	1,184

注１）[] () 内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
手 形 貸 付	1,104	967	▲ 137
証 書 貸 付	39,805	41,779	1,974
当 座 貸 越	1,305	1,338	33
割 引 手 形	—	—	—
合 計	42,214	44,084	1,870

■貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
固 定 金 利 貸 出 残 高	28,717	30,303	1,586
固 定 金 利 貸 出 構 成 比	69.6%	70.5%	0.90%
変 動 金 利 貸 出 残 高	12,014	12,109	95
変 動 金 利 貸 出 構 成 比	29.1%	28.2%	▲ 0.90%
残 高 合 計	41,236	42,936	1,700

■貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度		増 減
組 合 員 貸 出	35,832	[86.9%]	35,903	[83.6%]	71
組 合 員 以 外 の 貸 出	5,404	[13.1%]	7,032	[16.4%]	1,628
うち地方公共団体	1,732	(4.2%)	1,824	(4.3%)	92
うちその他非営利法人	—	—	—	—	—
う ち そ の 他 員 外	3,672	(8.9%)	5,208	(12.1%)	1,536
合 計	41,236	(100.0%)	42,936	(100.0%)	1,700

注1) [] () 内は構成比です。

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 等	676	620	▲ 56
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	10,665	10,509	▲ 156
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	11,341	11,129	▲ 212
農業信用基金協会保証	16,708	17,128	420
そ の 他 保 証	9,073	8,855	▲ 218
計	25,781	25,983	202
信 用	4,114	5,824	1,710
合 計	41,236	42,936	1,700

■債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	332	168	▲ 164
合 計	332	168	▲ 164

■貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金 残 高	34,368	34,951	583
設 備 資 金 構 成 比	83.3%	81.4%	▲ 1.9%
運 転 資 金 残 高	6,868	7,985	1,117
運 転 資 金 構 成 比	16.6%	18.6%	2.0%
残 高 合 計	41,236	42,936	1,700

■業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	7,862 (19.0%)	7,357 (17.1%)	▲ 505
林 業	45 (0.1%)	58 (0.1%)	13
水 産 業	271 (0.6%)	322 (0.7%)	51
製 造 業	1,114 (2.7%)	1,113 (2.5%)	▲ 1
鉱 業	110 (0.2%)	18 (0.0%)	▲ 92
建 設 業	2,912 (7.0%)	3,020 (7.0%)	108
電気・ガス・熱供給・水道業	165 (0.4%)	323 (0.7%)	158
運 輸 ・ 通 信 業	1,002 (2.4%)	1,095 (2.5%)	93
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	1,427 (3.4%)	1,318 (3.0%)	▲ 109
金 融 ・ 保 険 業	2,769 (6.7%)	4,271 (9.9%)	1,502
不 動 産 業	1,729 (4.1%)	1,841 (4.2%)	112
サ ー ビ ス 業	4,476 (10.8%)	4,873 (11.3%)	397
地 方 公 共 団 体	1,732 (4.2%)	1,824 (4.2%)	92
そ の 他	15,617 (37.8%)	15,495 (36.0%)	▲ 122
合 計	41,236 (100.0%)	42,936 (100.0%)	1,700

注1) () 内は構成比です。

■貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 貸 率	36.68	37.80	1.12
貯 証 率	37.77	38.84	1.07
期 中 平 均	—	0.78	0.78
期 中 平 均	—	0.59	0.59

注1) 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	7,707	7,244	▲ 463
穀 作 業	928	843	▲ 85
野 菜 ・ 園 芸	2,159	2,088	▲ 71
果 樹 ・ 樹 園 農 業	34	28	▲ 6
工 芸 作 物	6	3	▲ 3
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,114	1,795	▲ 319
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	2,466	2,485	19
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	7,707	7,244	▲ 463

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別 [貸出金]

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	6,743	6,336	▲ 407
農 業 制 度 資 金	964	907	▲ 57
農 業 近 代 化 資 金	16	35	19
そ の 他 制 度 資 金	948	871	▲ 77
合 計	7,707	7,244	▲ 463

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	1,469	1,476	7
そ の 他	375	297	▲ 78
合 計	1,844	1,773	▲ 71

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

５．農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

区 分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
令和３年度					
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	412	216	7	188	412
危 険 債 権	368	242	52	72	368
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小 計	780	459	59	261	780
正 常 債 権	40,935				
合 計	41,716	459	59	261	780
令和４年度					
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	528	183	86	258	528
危 険 債 権	496	199	127	16	344
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小 計	1,025	383	213	275	872
正 常 債 権	42,161				
合 計	43,186	383	213	275	872

注１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注２）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注３）要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注４）三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注５）貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注６）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和3度	令和4年度	増 減
国 債	—	675	675
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	—	675	675

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■商品有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和3度	令和4年度	増 減
商 品 国 債	—	—	—
商 品 地 方 債	—	—	—
商 品 政 府 保 証 債	—	—	—
貸 付 商 品 債 権	—	—	—
合 計	—	—	—

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
令和3年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度								
国 債	—	—	—	—	—	891	—	891
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

7. 有価証券等の時価情報

■有価証券等の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—	—

[満期保有目的有価証券]

(単位：百万円)

区 分		令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

[その他有価証券]

(単位：百万円)

区 分		令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取 得 価 額 又は償却減価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 価 額 又は償却減価	差 額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	891	989	▲ 98
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	891	989	▲ 98

■金銭の信託

〔運用目的の金銭の信託〕

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

〔満期保有目的の金銭の信託〕

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

〔その他の金銭の信託〕

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和3年度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	134,544	138,507	—	134,544	3,963	138,507
個別貸倒引当金	267,776	267,725	—	267,776	▲51	267,725
合 計	402,321	406,232	—	402,321	3,912	406,232
区 分	令和4年度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	138,507	142,789	—	138,507	4,282	142,789
個別貸倒引当金	267,725	288,107	4,410	263,315	24,792	288,107
合 計	406,232	430,896	4,410	401,822	29,074	430,896

9. 貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	3,047	4,410

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 入	賦 課 金	93,779	91,278
	実 費 収 入	12,166	11,130
	指 導 受 入 補 助 金	—	—
	受 託 指 導 収 入	17,086	16,411
	営 農 指 導 雑 収 益	7,106	23,280
	貸 倒 引 当 金 戻 入	341	17
	計	130,480	142,119
支 出	営 農 改 善 指 導 費	57,885	57,185
	教 育 情 報 費	12,310	13,907
	生 活 改 善 費	342	521
	指 導 支 払 補 助 金	—	—
	営 農 指 導 雑 支 出	21,741	39,707
	地 域 振 興 費	33,980	33,244
	貸 倒 引 当 金 繰 入	17	11
計		126,279	144,580
差 引		4,201	▲ 2,460

2. 共済事業

●長期共済保有高

(単位：千円)

区 分		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命総合共済	終 身 共 済	1,400,128	77,219,654	1,127,396	73,665,768
	定 期 生 命 共 済	316,000	1,749,800	240,000	1,953,300
	養 老 生 命 共 済	633,290	35,472,181	371,060	32,667,158
	こ ども 共 済	176,100	9,402,100	135,300	8,889,000
	医 療 共 済	15,500	746,200	6,000	699,800
	が ん 共 済	—	109,000	—	105,000
	定 期 医 療 共 済	—	725,900	—	674,200
	介 護 共 済	32,109	266,606	3,657	269,263
建物更正共済 住宅建築共済 農機具更新共済 合 計	年 金 共 済	—	2,725,300	—	2,443,300
	建 物 更 正 共 済	11,129,530	133,477,129	11,627,640	134,662,029
	住 宅 建 築 共 済	—	—	—	—
	農 機 具 更 新 共 済	—	—	—	—
合 計		13,526,558	252,491,772	13,375,753	247,139,820

注1) 金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しています。

注3) J A 共済は J A、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、J A 及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっています。（短期共済についても同様です。）

注4) 認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

●医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医 療 共 済	664	36,484	45	31,651
	165,008	198,860	152,600	371,784
が ん 共 済	480	8,980	418	9,138
定 期 医 療 共 済	—	1,344	—	1,243
合 計	1,144	46,808	463	42,032
	165,008	198,860	152,600	371,784

注1) 金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

●介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介 護 共 済	44,187	495,922	9,732	499,366
認 知 症 共 済	—	—	9,000	9,000
生活障害共済(一時金型)	45,500	386,500	37,000	421,500
生活障害共済(定期年金型)	5,200	51,800	6,560	57,160
特 定 重 度 疾 病 共 済	53,000	156,500	43,000	198,500
合 計	147,887	1,090,722	105,292	1,185,526

注1) 金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

●年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年 金 開 始 前	129,502	935,849	12,962	912,444
年 金 開 始 後	—	299,829	—	295,938
合 計	129,502	1,235,678	12,962	1,208,382

注1) 金額は、年金年額(利益変動型年金にあっては、最低保証年金額)を記載しています。

●短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
火 災 共 済	38,802,340	37,837,910
自 動 車 共 済	769,695	736,034
傷 害 共 済	25,522,200	30,289,700
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—
農 機 具 損 害 共 済	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	—	—
賠 償 責 任 共 済	189	378
自 賠 責 共 済	87,705	84,714
合 計	65,182,129	68,948,736

注1) 金額は当該共済種類ごとに保障金額を記載しています。

注2) 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

注3) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

3. 販売事業

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
米	3,154,440	3,266,267
麦 類	281,362	166,675
甜 菜 ・ 玉 葱	194,539	167,655
馬 鈴 薯	1,892,577	1,798,933
豆 類 ・ 雑 穀	676,628	594,348
蔬 菜 ・ 青 果	11,117,425	11,537,272
花 卉	1,042,795	1,115,967
果 実	168,543	143,404
小 計	18,528,308	18,790,523
生 乳	5,958,987	6,182,317
乳 用 牛	712,458	398,361
肉 用 牛	2,425,464	2,123,783
そ の 他 畜 産 物	1,438,955	1,233,556
小 計	10,535,865	9,938,019
合 計	29,064,173	28,728,542
販 売 手 数 料	671,348	668,916

4. 保管・その他事業

●保管事業収支実績

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
収 益		
保 管 料	78,358	81,498
荷 受 料	997	1,264
保 管 雑 収 益	—	31
小 計	79,354	82,793
費 用		
保 管 労 務 費	3,088	5,111
保 管 雑 費	36,599	35,581
小 計	39,687	40,693
差 引 損 益	39,667	42,100

●その他事業収支実績

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
収 益		
生 産 施 設		
共 同 乾 燥 収 益	7,403	8,217
雑 穀 調 整 収 益	72,199	61,770
青 果 ・ 花 卉 共 選 収 益	880,039	886,827
利 用 収 益	269,252	244,360
ト ラ ク タ ー 収 益	598	320
小 計	1,229,494	1,201,497
費 用		
生 産 施 設		
共 同 乾 燥 費 用	7,370	9,562
雑 穀 調 整 費 用	54,599	44,448
青 果 ・ 花 卉 共 選 費 用	774,628	789,659
利 用 費 用	171,238	181,140
ト ラ ク タ ー 費 用	592	315
小 計	1,008,430	1,025,127
差 引 損 益	221,064	176,370

5. 購買事業

●生産資材の供給実績

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度
飼	料	2,246,478	2,705,958
肥	料	1,411,657	1,998,794
農	薬	964,864	963,632
温	床 資 材	524,765	432,676
包	装 資 材	774,856	727,908
農	機 具	349,441	361,111
自	動 車	34,963	33,235
種	苗	737,370	750,070
そ	の 他	816,290	760,840
合	計	7,860,689	8,734,227

V．自己資本の充実の状況

1．自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員資本の額	8,824	8,811
うち、出資金及び資本準備金の額	3,250	3,217
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	5,812	5,906
うち、外部流出予定額（▲）	80	130
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 158	▲ 182
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	138	142
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	138	142
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	8,962	8,953
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	16	14
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	14
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	16	14

自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	8,946	8,939
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	48,138	49,233
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	5,237	5,177
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	53,376	54,411
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.76%	16.42%

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

２．自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和３年度			令和４年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	金	689	—	—	713	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		1,737	—	—	1,830	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け		72,178	14,435	577	72,508	14,501	580
法人等向け		322	322	12	169	169	6
中小企業等向け及び個人向け		6,208	4,251	170	6,000	4,089	163
抵当権付住宅ローン		12,228	4,267	170	12,297	4,286	171
不動産取得等事業向け		658	658	26	604	601	24
三月以上延滞等		640	454	18	822	705	28
取立未済手形		11	2	0	9	1	0
信用保証協会等保証付		16,734	1,642	65	17,147	1,685	67
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
出資等		1,337	1,337	53	1,337	1,337	53
(うち出資等のエクスポージャー)		1,337	1,337	53	1,337	1,337	53
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—

上記以外	14,143	20,766	830	15,176	21,855	874
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,265	10,662	426	4,318	10,795	431
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	150	376	15	135	339	13
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	9,728	9,727	389	10,722	10,720	428
証 券 化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	126,891	48,138	1,925	128,616	49,233	1,969
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	126,891	48,138	1,925	128,616	49,233	1,969

オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・ リスク相当額を8%で 除して得た額 a	所 要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・ リスク相当額を8%で 除して得た額 a	所 要 自己資本額 b=a×4%
	5,237	209	5,177	207
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所 要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所 要 自己資本額 b=a×4%
	53,376	2,135	54,411	2,176

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注 1) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 （単位：百万円）

		令和 3 年度				令和 4 年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農 業	1,409	1,329	—	31	1,436	1,193	—	277
	林 業	13	13	—	—	29	29	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	1	1	—	—	1	1	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	71,882	2,503	—	—	72,237	4,008	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	1,737	1,737	—	—	1,830	1,830	—	—
	上 記 以 外	5,829	227	—	—	5,874	218	—	—
個 人		35,394	35,068	—	608	35,547	35,249	—	544
そ の 他		10,623	—	—	—	11,658	—	—	—
業 種 別 残 高 計		126,891	40,881	—	640	128,616	42,530	—	822
残存期間別	1 年 以 下	70,560	1,172	—	—	69,501	1,257	—	—
	1年超3年以下	1,697	1,697	—	—	1,162	1,162	—	—
	3年超5年以下	1,741	1,741	—	—	1,701	1,701	—	—
	5年超7年以下	1,957	1,957	—	—	2,010	2,010	—	—
	7年超10年以下	3,056	3,056	—	—	2,543	2,543	—	—
	10 年 超	30,547	30,547	—	—	33,125	33,125	—	—
	期限の定めのないもの	17,330	709	—	—	18,571	730	—	—
残存期間別残高計		126,891	40,881	—	—	128,616	42,530	—	—
信 用 リ ス ク 期 末 残 高		126,891	40,881	—	—	128,616	42,530	—	—
信 用 リ ス ク 平 均 残 高		140,590	42,452	—	—	142,437	44,187	—	—

- 注 1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。
- 注 2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注 3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 注 4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和 3 年度						令和 4 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	134	138	－	134	4	138	138	142	－	138	4	142
個別貸倒引当金	267	267	－	267	0	267	267	288	4	263	24	288

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

			令和３年度					令和４年度						
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	17	17	—	17	17	—	17	17	—	17	17	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建 設 ・ 不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個 人		250	250	—	250	250	3	250	271	4	246	271	4	
業 種 別 計		267	267	—	267	267	3	267	288	4	263	288	4	

注１）国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		令和3年度	令和4年度
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0 %	2,427	2,543
	リスク・ウェイト 2 %	—	—
	リスク・ウェイト 4 %	—	—
	リスク・ウェイト 10 %	16,734	17,147
	リスク・ウェイト 20 %	72,189	72,518
	リスク・ウェイト 35 %	12,228	12,297
	リスク・ウェイト 50 %	305	285
	リスク・ウェイト 75 %	6,208	6,000
	リスク・ウェイト 100 %	12,125	12,883
	リスク・ウェイト 150 %	256	486
	リスク・ウェイト 250 %	4,415	4,453
	そ の 他	—	—
リスク・ウェイト 1250 %		—	—
自 己 資 本 控 除 額		16	14
合 計		126,908	128,631

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA－またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB－またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体 金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府 関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け 及び個人向け	16	1,139	26	1,186
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	3	1	82	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	20	1,140	108	1,186

注1)「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2)「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4)「上記以外」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、四半期毎でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- 当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、長期固定金利型の貸出金等の減少によるものです。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1692	1,958	117	101
2	下方パラレルシフト	0	0	16	0
3	スティープ化	1783	2,030		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	130	0		
7	最大値	1783	2,030	117	101
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,939		8,946	

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、開示しております。
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VI. 連結情報

1. 組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成

(1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

■グループの概況



(2) 組合の子会社等に関する事項

■子会社等について

会 社 名	業 務 内 容	所 在 地	設 立 年 月 日	資本金 (百万円)	組合出資比率 (組合グループ出資比率)
(株)新はこだて協同	生活・燃料・整備事業	北斗市	平成16年10月28日	3	100% (0.0%)

注1) 組合グループの出資比率は当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の出資比率です。

2. 連結事業概況（令和4年度）

■直近の事業年度における事業の概況

(株)新はこだて協同は、平成24年2月1日より、JAの3事業（生活・燃料・整備）を移行しました。経済3事業の三原則であります（価格・品質・サービス）を基本に、安定供給に努め地域のお客様に愛される事業展開に努めてまいりました。

令和4年度（3事業）の営業売上高は57.4億円、売上総利益9.5億円の実績となり、本年度決算においては営業利益7,216万円となりました。

3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書・連結注記表 及び連結剰余金計算書

■連結貸借対照表 (2事業年度分)

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 ・ 純 資 産 の 部			
		令和3年度	令和4年度			令和3年度	令和4年度
信用事業資産	現金	700,925	725,083	信用事業負債	貯 金	111,901,616	113,018,856
	預 金	69,365,929	68,219,552		借 入 金	635,272	532,880
	有 価 証 券	—	891,762		その他信用雑負債	455,670	637,903
	貸 出 金	41,236,093	42,935,950		債 務 保 証	332,794	168,353
	その他信用事業資産	469,954	437,555		計	113,325,353	114,357,993
	債務保証見返	332,794	168,353	共 済 事 業 負 債		350,603	367,087
	貸倒引当金	▲ 389,625	▲ 406,857	経 済 事 業 負 債		2,778,005	3,530,895
	計	111,716,072	112,971,398	そ の 他 負 債		937,632	878,588
共 済 事 業 資 産		1,743	555	諸引当金	賞与引当金	57,331	57,041
経 済 事 業 資 産		4,331,969	4,629,318		退職給付引当金	279,208	262,415
そ の 他 資 産		686,421	872,261		役員退任慰労引当金	36,994	44,200
固 定 資 産		4,415,437	4,365,138		計	373,534	363,656
外 部 出 資		5,599,568	5,652,451	負 債 の 部 合 計		117,765,129	119,498,219
繰延税金資産		169,077	181,526	出 資 金		3,268,546	3,237,060
				資 本 準 備 金		2,543	2,543
				利 益 剰 余 金		6,042,341	6,187,517
				処 分 未 済 持 分		▲ 158,270	▲ 182,274
				株式等評価差額金		▲ 1	▲ 1
				純資産の部合計		9,155,159	9,174,429
資産の部合計		126,920,289	128,672,648	負債・少数株主持分及び資本の部合計		126,920,289	128,672,648

■連結損益計算書（２事業年度分）

（単位：千円）

		令和３年度	令和４年度	摘 要
信用事業収益	資金運用収益	931,172	939,700	
	（うち預金利息）	(2,830)	(2,088)	
	（うち受取奨励金）	(335,237)	(305,800)	
	（うち有価証券利息）	－	(5,185)	
	（うち貸付金利息）	(577,441)	(607,343)	
	（うちその他利息）	(15,662)	(19,285)	
	役務取引等収益	40,126	41,006	
	その他事業直接収益	－	7,390	
	その他経常収益	50,730	48,635	
	計	1,022,029	1,036,732	
信用事業費用	資金調達費用	37,370	29,582	
	（うち貯金利息）	(27,182)	(20,709)	
	（うち給付補填備金）	(244)	(242)	
	（うち借入金利息）	(5,034)	(4,407)	
	（うちその他支払利息）	(4,908)	(4,223)	
	役務取引等費用	20,590	18,191	
	信用雑直接費用	0	0	
	信用雑経常費用	221,287	245,488	
	貸倒引当金繰入額	2,668	17,231	
	貸倒償却損	3,047	4,411	
	計	284,963	293,261	
信用事業総利益		737,065	743,471	
共済	共済事業収益	581,441	560,120	
	共済事業費用	32,355	34,028	
共済事業総利益		549,086	526,092	
その他	その他事業収益	15,789,859	13,950,115	
	その他事業費用	13,277,502	11,439,883	
その他事業総利益		2,512,357	2,510,232	
事業総利益		3,798,508	3,779,796	
事業管理費		3,526,462	3,529,882	
（うち人件費）		2,484,640	2,471,512	
（うちその他事業費用）		1,041,822	1,058,370	
事業利益		272,045	249,914	
事業外収益		229,218	214,054	
事業外費用		93,016	102,711	
経常利益		408,247	361,258	
特別利益		79,781	42,375	
特別損失		143,850	26,708	
税引前当期利益		344,178	376,926	
法人税、住民税及び事業税		87,997	41,702	
法人税等調整額		▲ 3,798	40,732	
当期剰余金		259,978	294,492	

連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（R 4 年 2 月 1 日～R 5 年 1 月 31 日）

（単位：千円）

科 目	金 額	備 考
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	376,924	この数字を基礎（スタート）として、以下の項目を加減算する
減価償却費	271,501	キャッシュの減少を伴わない費用のため加算
減損損失	1,237	キャッシュの減少を伴わない費用のため加算
役員退職慰労引当金の増減額	7,206	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	26,468	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
賞与引当金の増減額（▲は減少）	▲ 290	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
退職給付に関する負債の増減額（▲は減少）	▲ 16,793	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業資金運用収益	▲ 939,698	資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算
信用事業資金調達費用	29,580	資金調達は別に総額記載するため、費用額を加算
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 59,406	利息収入等は別に総額記載するため、収益額を減算
支払雑利息	1,542	利息支出は別に総額記載するため、費用額を加算
有価証券関係損益（▲は益）	▲ 7,390	有価証券の取引は別に総額記載するため、加減算
固定資産売却損益（▲は益）	4,155	固定資産の取引は別に総額記載するため、加減算
固定資産除却損（▲は減少）	636	
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（▲）減	▲ 1,699,856	貸出金の増加（減少）は、減算（加算）
預金の純増（▲）減	253,040	貸出金の増加（減少）は、減算（加算）
貯金の純増減（▲）	1,117,240	貯金の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業借入金の純増減（▲）	▲ 102,392	借入金の増加（減少）は、加算（減算）
その他の信用事業資産の純増（▲）減	24,862	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の信用事業負債の純増減（▲）	193,428	負債の増加（減少）は、加算（減算）
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（▲）	20,085	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の共済事業資産の純増（▲）減	1,192	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の共済事業負債の純増減（▲）	▲ 3,601	負債の増加（減少）は、加算（減算）
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（▲）減	▲ 335,889	資産の増加（減少）は、減算（加算）
棚卸資産の純増（▲）減	▲ 139,261	資産の増加（減少）は、減算（加算）
支払手形及び経済事業未払金の純増減（▲）	694,095	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の経済事業資産の純増（▲）減	168,563	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の経済事業負債の純増減（▲）	58,795	負債の増加（減少）は、加算（減算）
（その他の資産及び負債の増減）		
未払消費税等の増減（▲）額	7,205	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の資産の純増（▲）減	▲ 185,840	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の負債の純増減（▲）	3,195	負債の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業資金運用による収入	946,806	資金運用収入によるキャッシュの増加の総額
信用事業資金調達による支出	▲ 40,346	資金調達支出によるキャッシュの減少の総額
事業分量配当金の支払額	▲ 50,000	事業分量配当によるキャッシュの減少の総額
小 計	626,993	
雑利息及び出資配当金の受取額	59,406	利息・受取配当収入によるキャッシュの増加の総額
雑利息の支払額	▲ 1,542	利息支出によるキャッシュの減少の総額
法人税等の支払額	▲ 92,320	法人税等の支払いによるキャッシュの減少の総額
過年度遡及会計適用による影響額	▲ 94,924	過年度遡及に伴う事業活動によるキャッシュの影響額
事業活動によるキャッシュ・フロー	497,613	J A の事業遂行によるキャッシュの増加（減少）の総額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 1,487,473	有価証券の取得によるキャッシュの減少の総額
有価証券の売却による収入	505,760	有価証券の売却によるキャッシュの増加の総額
補助金の受入による収入	4,857	補助金の受入によるキャッシュの増加の総額
固定資産の取得による支出	▲ 239,365	固定資産の取得によるキャッシュの減少の総額
固定資産の売却による収入	7,278	固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額
外部出資による支出	▲ 52,883	外部出資の取得によるキャッシュの減少の総額
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,261,826	J A の有価証券、固定資産、外部出資の取得等によるキャッシュの増加（減少）の総額
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	38,885	出資金の増加によるキャッシュの増加の総額
出資の払戻しによる支出	▲ 75,865	出資金の減少によるキャッシュの減少の総額
持分の譲渡による収入	78,146	処分未済持分によるキャッシュの増加の総額
持分の取得による支出	▲ 115,482	処分未済持分によるキャッシュの減少の総額
出資配当金の支払額	▲ 30,648	出資配当によるキャッシュの減少の総額
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 104,964	借入金、出資増減、出資配当によるキャッシュの増加（減少）の総額、事業活動と財務活動のキャッシュフローの調整機能
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	為替差益（差損）はキャッシュの増減を伴わないため減算（加算）
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	▲ 869,177	「1」～「4」の合計額。「6」と「7」の差額に一致する
6 現金及び現金同等物の期首残高	5,606,814	期首におけるキャッシュの残高
7 現金及び現金同等物の期末残高	4,737,637	期末におけるキャッシュの残高

※この計算書におけるキャッシュとは「現金、当座預金、普通預金、通知預金」である。

※「資産の増加（減少）は減算（加算）」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの減少（増加）のため、同利益に減算（加算）するもの。

※「負債の増加（減少）は減算（加算）」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの増加（減少）のため、同利益に加算（減算）するもの。

※利息の収入支出、有価証券の取引などは、関係損益を税引前当期利益から控除したうえで、キャッシュの増減を総額で記載している。

■連結注記表（令和３年度）

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社・子法人等 1 社
(株)新はこだて協同
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 2 社
(有)厚沢部町農業振興公社
(株)青年舎
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
① 当 J A 及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年1月末日であります。
連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しています。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
当 J A の出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全部時価評価法を採用しています。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生していません。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によります。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組

■連結注記表（令和４年度）

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社・子法人等 1 社
(株)新はこだて協同
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 2 社
(有)厚沢部町農業振興公社
(株)青年舎
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
当 J A 及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年1月末日であります。
連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しています。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
当 J A の出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全部時価評価法を採用しています。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生していません。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
〔時価のあるもの〕
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によります。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組

合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上し、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）（以下、収益認識に関する会計基準等）を適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- ・ 購買事業（農業関連・生活その他）
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共

(6) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によつています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方

同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。出入庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

・ その他事業

乾燥調製施設・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によつています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によつています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上し、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する

法及び共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

3. 表示方法の変更

(1) 会計上の見積り開示会計基準の適用初年度

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

る立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

3. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用し、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

（全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識）

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米穀、麦及び大豆、種子馬鈴薯について、従来は集荷した時点で収益を認識していましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当事業年度の販売事業収益が3,686千円増加し、販売事業総利益が3,686千円増加しています。これにより、事業収益が3,686千円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は、68,667千円減少しています。

（代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更）

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益が2,993,853千円、購買事業費用が2,993,853千円減少しています。これにより、事業収益が2,993,853千円、事業費用が2,993,853千円減少しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更

(1) 経済事業未収収益・前払費用及び前受収益・未払費用の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益・前払費用を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益・未払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しています。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

150,425千円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、作成した計数計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

81,440千円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。

減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の可否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期収支見込を基礎に一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産 162,884千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。

減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の可否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期収支見込を基礎に算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,236千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。

減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の可否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期収支見込を基礎に算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 430,896千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額はつぎのとおりです。

6. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,857千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

(単位：千円)

種 類	当 年	H14.2.1以降累計
建 物	—	666,370
機 械 装 置	10,107	1,013,291
その他の有形固定資産	16,181	571,210
合 計	26,288	2,250,871

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 106,227千円
子会社等に対する金銭債務の総額 697,079千円

(3) 貸出金に含まれるリスク管理債権

- ① 貸出金のうち破綻先債権額は38,722千円、延滞債権額は740,711千円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

- ② 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありせん。

なお、「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。

- ③ 貸出金のうち貸出条件緩和債権額はありせん。

なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

- ④ ①～③の合計額は779,433千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 465,542千円
うち事業取引高 362,584千円
うち事業取引以外の取引高 102,957千円
子会社等との取引による費用総額 213,737千円
うち事業取引高 202,085千円
うち事業取引以外の取引高 11,651千円

(2) 減損損失の状況

① グループの概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、事業用店舗は支店ごとに、一般資産としてグルーピングしています。

本店および農業関連施設（選果施設・ライスセンター・農業倉庫等）については、共用資産としています。

農業関連施設は、組合員による組合の事業利用を促進させるとともに、組合全体の収益による回収を想定しているため、全体の共用資産としています。

賃貸資産および遊休資産は施設単位ごとにグルーピングしています。

- ② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

(単位：千円)

種 類	当 年	H14.2.1以降累計
建 物	2,150	668,520
構 築 物	2,190	525,747
機 械 装 置	515	1,013,806
その他の有形固定資産	—	47,653
合 計	4,857	2,255,726

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 122,984千円
子会社等に対する金銭債務の総額 837,408千円

(3) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

- ① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は528,584千円、危険債権額は496,731千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

- ② 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の残高はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

- ③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は1,025,315千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 939,232千円
うち事業取引高 818,753千円
うち事業取引以外の取引高 120,479千円
子会社等との取引による費用総額 352,533千円
うち事業取引高 340,682千円
うち事業取引以外の取引高 11,851千円

(2) 減損損失の状況

① グループの概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、基幹支店ごとに、一般資産としてグルーピングしています。

本店および農業関連施設（選果施設・ライスセンター・農業倉庫等）については、共用資産としています。

農業関連施設は、組合員による組合の事業利用を促進させるとともに、組合全体の収益による回収を想定しているため、全体の共用資産としています。

賃貸資産および遊休資産は施設単位ごとにグルーピングしています。

- ② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場 所	物件名	用途	種類	備考
本 店	本店事務所	事業用	建 物	令和4年度処分予定
本 店	事務所フロア コンセント移設	事業用	建 物	〃
本 店	本店事務所 看板付属	事業用	建 物	〃
本 店	本店事務所 改修工事	事業用	建 物	〃
本 店	道南農業会館 昇降機改修工事	事業用	建 物	〃
知 内	事務所	事業用	建 物	〃
知 内	金融事務所階段ホール 内壁塗装修繕工事	事業用	建 物	〃
知 内	事務所（改修）	事業用	建 物	〃
知 内	事務所 改修	事業用	建 物	〃
知 内	知内支店事務所 トイレ改修工事	事業用	建 物	〃
知 内	キュービクル内 高圧コンデンサー取替え工事	事業用	建 物	〃
知 内	花壇	事業用	その他	〃
知 内	構内整備	事業用	その他	〃
知 内	知内支店 高圧ケーブル交換工事	事業用	その他	〃
知 内	金庫内金庫	事業用	その他	〃
大 野	大野支店 地温ボイラー	事業用	機械装置	〃
大 野	大野支店 温風機	事業用	機械装置	〃
大 野	大野支店 地温ボイラー	事業用	機械装置	〃
大 野	大野支店 温風機	事業用	機械装置	〃
八 雲	八雲町熱田17-2	事業用	土 地	回収可能価額が帳簿 価額を下回った為
八 雲	八雲町熱田17-43	事業用	土 地	〃
厚沢部	鶉支店事務所	事業用	建 物	店舗統廃合
厚沢部	館支店事務所	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店事務所 不動産取得税	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店事務所 裏倉庫	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店電気設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店電話設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店受変電設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店冷暖房設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店換気設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店給排水設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店 衛生器具設備	事業用	建 物	〃
厚沢部	館支店外構工事	事業用	その他	〃
若 松	資材店舗	事業用	建 物	〃
若 松	プレハブ会議室	事業用	建 物	〃
若 松	瀬棚支店農業倉庫 1号屋根塗装工事	事業用	建 物	〃

場 所	物件名	用途	種類	備考
知 内	知内支店 温風機	事業用	機 械	令和5年度処分予定
大 野	大野支店 地温ボイラー	事業用	機 械	〃
大 野	大野支店温風機	事業用	機 械	〃
大 野	大野支店温風機	事業用	機 械	〃
八 雲	八雲町出雲町60-102	事業用	土 地	〃

若 松	瀬棚支店集出荷施設 屋根塗装工事	事業用	建 物	店舗統廃合
若 松	事務所改築工事	事業用	建 物	〃
若 松	事務所 下水道工事	事業用	建 物	〃
若 松	瀬棚支店事務所 エアコン	事業用	建 物	〃
若 松	瀬棚支店 電子錠システム	事業用	建 物	〃
若 松	瀬棚支店 屋外給排水工事	事業用	建 物	〃
若 松	プレハブ会議室 エアコン	事業用	その他	〃
知 内	木古内支店事務所	事業用	建 物	〃
七 飯	大沼支店新築	事業用	建 物	〃
厚沢部	館町137-4	事業用	土 地	〃
厚沢部	館町140-1	事業用	土 地	〃
若 松	瀬棚町本町485-1	事業用	土 地	〃

③ 減損損失の認識に至った経緯

令和4年度で解体・処分を予定している資産を減損損失として計上しています。また、土地（遊休）に関しては、回収可能価額が帳簿価額を下回った為、その差額を減損損失として計上しています。

鶉・館・瀬棚・木古内・大沼支店については、支店・施設の統廃合にともなって、使用する見込みがないことから、減損の兆候在りと判定され、減損損失として計上しています。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

(単位：千円)

物 件 名	建 物	機械装置	土 地	その他	合 計
本 店 事 務 所	3,432	—	—	—	3,432
事務所フロアコンセント移設	2	—	—	—	2
本店事務所看板付属	274	—	—	—	274
本店事務所改修工事	609	—	20	—	609
道南農業会館昇降機改修工事	77	—	—	—	77
事 務 所	9,405	—	44	—	9,405
金融事務所階段ホール内壁塗装修繕工事	508	—	396	—	508
事 務 所（改 修）	2,867	—	22	—	2,867
事 務 所 改 修	243	—	83	—	243
知内支店事務所トイレ改修工事	65	—	—	—	65
キュービクル内高圧コンデンサー取替工事	192	—	—	—	192
花 壇	—	—	—	12	12
構 内 整 備	—	—	—	0	0
知内支店高圧ケーブル交換工事	—	—	—	398	398
金 庫 内 金 庫	—	—	—	43	43
大野支店 地温ボイラー	—	109	—	—	109
大野支店 温風機	—	572	—	—	572
大野支店 地温ボイラー	—	43	—	—	43
大野支店 温風機	—	48	—	—	48
八雲町熱田17-2	—	—	140	—	140
八雲町熱田17-43	—	—	1	—	1
鶉 支 店 事 務 所	1,633	—	—	—	1,633
館 支 店 事 務 所	6,611	—	—	—	6,611
館支店事務所 不動産取得税	232	—	—	—	232
館支店事務所裏倉庫	3,752	—	—	—	3,752
館支店電気設備	753	—	—	—	753
館支店電話設備	81	—	—	—	81
館支店受変電設備	520	—	—	—	520

③ 減損損失の認識に至った経緯

令和5年度で処分を予定している資産を減損損失として計上しています。また、土地（遊休）に関しては、回収可能価額が帳簿価額を下回った為、その差額を減損損失として計上しています。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

(単位：千円)

物 件 名	機械装置	土 地	合 計
知内支店 温風機	228	—	228
大野支店地温ボイラー	225	—	225
大 野 支 店 温 風 機	529	—	529
大 野 支 店 温 風 機	76	—	76
八雲町出雲町60-102	—	177	177
合 計	1,059	177	1,236

館支店冷暖房設備	433	—	—	—	433
館支店換気設備	147	—	—	—	147
館支店給排水設備	254	—	—	—	254
館支店衛生器具設備	63	—	20	—	63
館支店外構工事	—	—	—	133	133
資材店舗	1,108	—	44	—	1,108
プレハブ会議室	387	—	396	—	387
瀬棚支店農業倉庫1号屋根塗装工事	1,928	—	22	—	1,928
瀬棚支店集出荷施設屋根塗装工事	1,357	—	83	—	1,357
事務所改築工事	854	—	—	—	854
事務所下水道工事	46	—	—	—	46
瀬棚支店事務所エアコン	58	—	—	—	58
瀬棚支店電子錠システム	324	—	—	—	324
瀬棚支店屋外給排水工事	92	—	—	—	92
プレハブ会議室エアコン	—	—	—	33	33
木古内支店事務所	25,225	—	—	—	25,225
大沼支店新築	13,560	—	—	—	13,560
館町137-4	—	—	1,712	—	1,712
館町140-1	—	—	737	—	737
瀬棚町本町485-1	—	—	344	—	344
合 計	77,108	773	2,936	621	81,440

⑤ 回収可能価額の算定方法

- 令和4年度で解体・処分を予定している資産については、備忘価格1円を残し全額減損しています。また、土地（遊休）の回収可能価額は、正味売却価額を採用し、その時価は各市町村の固定資産税評価額に基づき算定しています。
- 令和3年度以降に統廃合をした店舗（資産）及び令和4年度に統廃合を予定している店舗（資産）については、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その時価は固定資産税評価額を補正して算定しています。

7. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、純投資目的（その他の有価証券）で保有しており、これらは発行体の信用リスクに晒されています。

借入金、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道、北海道信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資

⑤ 回収可能価額の算定方法

- 令和5年度で処分を予定している資産については、備忘価格1円を残し全額減損しています。また、土地（遊休）の回収可能価額は、正味売却価額を採用し、その時価は各市町村の固定資産税評価額に基づき算定しています。

8. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道、北海道信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資

産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が424,858千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が786,256千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

- ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金 (* 1)	69,365,929	69,367,382	1,452
貸出金 (* 2)	41,240,818	—	—
貸倒引当金 (* 3)	▲ 389,626	—	—
貸倒引当金控除後	40,851,192	43,783,825	2,932,633
経済事業未収金 (* 4)	1,993,769	—	—
貸倒引当金 (* 5)	▲ 18,382	—	—
貸倒引当金控除後	1,975,387	1,975,387	—
資 産 計	112,192,509	115,126,595	2,934,086
貯金	111,901,616	111,918,666	17,050
借入金	635,272	647,964	12,692
経済事業未払金 (* 6)	1,960,943	1,960,943	—
負 債 計	114,497,831	114,527,573	29,741

(* 1) 預金については、貸借対照表に計上している現金及び預金より現金700,925千円を控除しています。
(* 2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生貸付金4,725千円を含めています。
(* 3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(* 4) 経済事業未収金については、貸借対照表に計上している受取手形及び経済事業未収金より受取手形57,530千円を控除しています。
(* 5) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(* 6) 経済事業未払金については、貸借対照表に計上している支払手形及び経済事業未払金より支払手形678,362千円を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(2) 金融商品の時価に関する事項

- ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	68,219,551	68,204,534	▲ 15,016
有価証券	891,762	891,762	—
その他有価証券	891,762	891,762	—
貸出金	42,936,145	—	—
貸倒引当金 (* 1)	▲ 406,857	—	—
貸倒引当金控除後	42,529,287	43,207,391	678,103
経済事業未収金	2,336,217	—	—
貸倒引当金 (* 2)	▲ 27,621	—	—
貸倒引当金控除後	2,308,595	2,308,595	—
資 産 計	113,949,195	114,612,282	663,087
貯金	113,018,855	112,892,913	▲ 125,942
借入金	532,880	528,627	▲ 4,252
経済事業未払金	2,615,254	2,615,254	—
負 債 計	116,166,991	116,036,795	▲ 130,195

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(* 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 有価証券及び外部出資

債券は取引金融機関等から提示された価格によります。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によります。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*)	5,599,568

*外部出資は時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	69,365,929	-	-	-	-	-
貸出金 (*1, 2)	4,472,667	2,796,661	2,453,109	2,167,529	1,959,893	26,990,293
経済事業未収金	1,993,769	-	-	-	-	-
合 計	75,832,366	2,796,661	2,453,109	2,167,529	1,959,893	26,990,293

(*1) 貸出金のうち、当座貸越393,940千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等395,938千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	90,195,118	6,916,624	10,095,056	1,521,599	3,173,217	-
借入金	92,864	95,053	69,950	70,891	39,099	267,413
合 計	90,287,982	7,011,677	10,165,006	1,592,490	3,212,316	267,413

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

二 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によります。

- ③ 時価のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	5,652,461

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	68,219,551	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	1,000,000
貸出金 (*1, 2)	4,371,544	2,580,524	2,347,308	2,156,244	1,972,799	29,113,482
経済事業未収金	2,336,217	-	-	-	-	-
合 計	74,927,313	2,580,524	2,347,308	2,156,244	1,972,799	29,213,482

(*1) 貸出金のうち、当座貸越445,177千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等394,241千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	90,301,339	9,838,210	7,756,250	2,740,365	2,382,690	-
借入金	98,659	69,231	57,777	39,099	36,152	231,959
合 計	90,202,680	9,907,441	7,814,028	2,779,464	2,418,843	231,959

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

9. 有価証券関係

有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれています。

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	▲ 1,749,887千円
① 勤務費用	▲ 121,266千円
② 利息費用	▲ 2,646千円
③ 数理計算上の差異の発生額	▲ 5,350千円
④ 退職給付の支払額	121,368千円
調整額合計（①～④の合計）	▲ 7,894千円
期末における退職給付債務（期首+調整額）	▲ 1,757,781千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,467,790千円
① 期待運用収益	10,445千円
② 数理計算上の差異の発生額	▲ 966千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	89,762千円
④ 退職給付の支払額	▲ 88,459千円
調整額合計（①～④の合計）	10,782千円
期末における年金資産（期首+調整額）	1,478,573千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	▲ 1,757,781千円
② 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	1,478,573千円
③ 未積立退職給付債務（①+②）	▲ 279,208千円
④ 貸借対照表計上額純額	▲ 279,208千円
⑤ 退職給付引当金	▲ 279,208千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	121,266千円
② 利息費用	2,646千円
③ 期待運用収益	▲ 10,445千円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	6,315千円
小計（①～④の計）	119,782千円
⑤ 臨時に支払った割増退職金	328千円
合計（①～⑤の合計）	120,111千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
株式	27%
現金及び預金	3%
その他	6%
合計	100%

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの
(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債 小計	989,103 (891,762)	(▲ 97,341)
合 計	989,103	(891,762)	(▲ 97,341)

なお、上記評価差額から繰延税金資産26,924千円を控除した金額70,416千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	498,370	7,390	—
合 計	498,370	7,390	—

10. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	▲ 1,757,781千円
① 勤務費用	▲ 122,429千円
② 利息費用	▲ 2,593千円
③ 数理計算上の差異の発生額	▲ 7,837千円
④ 退職給付の支払額	212,761千円
調整額合計（①～④の合計）	79,901千円
期末における退職給付債務（期首+調整額）	▲ 1,677,879千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,478,573千円
① 期待運用収益	9,634千円
② 数理計算上の差異の発生額	▲ 492千円
③ 特定退職金共済制度への拠出金	91,365千円
④ 退職給付の支払額	▲ 163,615千円
調整額合計（①～④の合計）	▲ 63,108千円
期末における年金資産（期首+調整額）	1,415,464千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	▲ 1,677,879千円
② 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	1,415,464千円
③ 未積立退職給付債務（①+②）	▲ 262,415千円
④ 貸借対照表計上額純額	▲ 262,415千円
⑤ 退職給付引当金	▲ 262,415千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	122,429千円
② 利息費用	2,593千円
③ 期待運用収益	▲ 9,634千円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	8,330千円
合計（①～④の合計）	123,718千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
株式	28%
現金及び預金	3%
その他	5%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

- ① 割引率 0.17%
- ② 期待運用収益率 0.65%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,277千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293,887千円となっています。

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3,110千円
賞与引当金	13,978千円
退職給付引当金	71,170千円
役員退職慰労引当金	34,469千円
減損損失否認額	18,448千円
未収利息	70,159千円
期末手当	19,423千円
子会社将来減算一時差異	10,066千円
その他	29,985千円
繰延税金資産小計	270,811千円
評価性引当額	▲ 101,937千円
繰延税金資産合計	168,874千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.98%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.39%
事業分量配当金	▲ 4.02%
住民税均等割・事業税率差異等	3.48%
各種税額控除等	▲ 0.24%
評価性引当額の増減	▲ 2.64%
そ の 他	0.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.52%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

- ① 割引率 0.17%
- ② 期待運用収益率 0.65%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,052千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、266,174千円となっています。

11. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	5,369千円
賞与引当金	13,835千円
退職給付引当金	68,567千円
減損損失否認額	29,427千円
未収利息不計上	35,509千円
役員退職慰労引当金	11,860千円
期末手当	15,905千円
その他有価証券評価差額金	26,924千円
子会社将来減算一時差異	16,620千円
その他	56,915千円
繰延税金資産小計	280,934千円
評価性引当額	▲ 99,408千円
繰延税金資産合計(A)	181,526千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.69%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.68%
事業分量配当金	▲ 7.92%
住民税均等割・事業税率差異等	2.97%
各種税額控除等	▲ 0.07%
評価性引当額の増減	▲ 0.72%
そ の 他	3.63%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.56%

12. 重要な後発事象

当組合は、令和4年4月13日開催の第20回通常総代会において承認された合併契約に基づき、令和5年2月1日に北檜山町農業協同組合と合併しました。

13. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

■連結剰余金計算書
(2事業年度分)

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	2,543	2,543
2. 資本剰余金増加高	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
4. 資本剰余金期末残高	2,543	2,543
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	5,863,575	6,091,815
2. 利益剰余金増加高	259,978	294,492
当期剰余金	259,978	294,492
3. 利益剰余金減少高	81,212	198,790
配 当 金	81,212	130,122
役 員 賞 与	—	—
4. 利益剰余金期末残高	6,042,341	6,187,516

4. 農協法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	412	528	116
危険債権額	368	496	128
要管理債権額	—	—	—
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
小 計	780	1,024	244
正常債権額	40,935	42,161	1,226
合 計	41,716	43,185	1,469

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

５．連結事業年度の最近５年間の主要な経営指標

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
連結経常収支（事業収益）	17,326,986	17,253,925	16,064,455	17,393,327	15,546,968
信用事業収益	1,068,120	1,147,601	1,037,457	1,022,029	1,036,732
共済事業収益	632,037	624,746	577,395	581,441	560,120
その他事業収益	15,626,827	15,481,577	14,449,600	15,789,857	13,950,115
連結経常利益	374,478	407,775	494,082	408,247	361,258
連結当期剰余金	264,186	348,694	354,631	259,978	294,492
連結純資産額	8,563,665	8,785,765	9,035,844	9,155,159	9,174,429
連結総資産額	122,629,416	123,538,056	126,064,080	126,920,289	128,672,648
連結自己資本比率	16.25%	16.06%	17.37%	16.68%	16.22%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

６．連結事業年度の事業別経常収支等

(単位：百万円)

項 目	令和３年度	令和４年度
信用事業	経常収益	1,022
	経常利益	737
	資産の額	111,716
共済事業	経常収益	581
	経常利益	549
	資産の額	1
その他事業	経常収益	15,789
	経常利益	2,512
	資産の額	15,202
合 計	経常収益	17,393
	経常利益	3,798
	資産の額	126,920

7. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和5年1月末における自己資本比率は、16.22%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	新函館農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	3,217百万円（前年度3,250百万円）

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,053	8,973
うち、出資金及び資本準備金の額	3,250	3,217
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,042	6,068
うち、外部流出予定額 (▲)	80	130
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 158	▲ 182
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	138	142
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	138	142
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,192	9,116
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	16	14
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	14
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	16	14

自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	
	9,175	9,101
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	48,507	49,711
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,473	6,379
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	54,981	56,091
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.68%	16.22%

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4%
現	金	700	—	—	725	—	—
	我が国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,737	—	—	1,830	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	72,178	14,435	577	72,508	14,501	580
	法人等向け	322	322	12	169	169	6
	中小企業等向け及び 個人向け	6,208	4,251	170	6,000	4,089	163
	抵当権付住宅ローン	12,228	4,267	170	12,297	4,286	171
	不動産取得等事業向け	658	658	26	604	601	24
	三月以上延滞等	640	454	18	822	744	29
	取立未済手形	11	2	0	9	1	0
	信用保証協会等保証付	16,734	1,642	65	17,147	1,685	67
	株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	1,334	1,334	53	1,334	1,334	53
	(うち出資等のエクスポージャー)	1,334	1,334	53	1,334	1,334	53
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

上 記 以 外	14,515	21,137	845	15,590	22,298	891
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,265	10,662	426	4,318	10,795	431
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	150	376	15	154	386	15
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	10,099	10,098	403	11,117	11,116	444
証 券 化	—	—	—	—	—	—
(うち S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち 非 S T C 適用分)	—	—	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うち ルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うち マンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち 蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
(うち 蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
(うち フォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	127,291	48,507	1,940	129,039	49,711	1,988
C V A リ ス ク 相 当 額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	127,291	48,507	1,940	129,039	49,711	1,988

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要 自己資本額 b = a × 4%
	6,473	258	6,379	255
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b = a × 4%
	54,981	2,199	56,091	2,243

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

リスク管理の手法及び手続の概要

連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。

なお、J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P 14）をご参照ください。

① 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

注1）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
(単位：百万円)

		令和3年度				令和4年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農 業	1,409	1,329	—	31	1,436	1,193	—	277
	林 業	13	13	—	—	29	29	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	1	1	—	—	1	1	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	71,882	2,503	—	—	72,237	4,008	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	1,737	1,737	—	—	1,830	1,830	—	—
	上 記 以 外	4,826	227	—	—	5,871	218	—	—
業 種 別 残 高 計		127,271	40,881	—	640	129,039	42,530	—	822
個人	1 年 以 下	70,560	1,172	—	—	69,501	1,257	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	1,697	1,697	—	—	1,162	1,162	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	1,741	1,741	—	—	1,701	1,701	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	1,957	1,957	—	—	2,010	2,010	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	3,056	3,056	—	—	2,543	2,543	—	—
	10 年 超	30,547	30,547	—	—	33,125	33,125	—	—
	期限の定めのないもの	17,710	709	—	—	18,994	730	—	—
残存期間別残高計		127,271	40,881	—	—	129,039	42,530	—	—
信 用 リ ス ク 期 末 残 高		127,271	40,881	—	—	129,039	42,530	—	—

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和３年度						令和４年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	134	138	—	134	4	138	138	142	—	138	4	142
個別貸倒引当金	267	267	—	267	0	267	267	288	4	263	24	288

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和３年度						令和４年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	17	17	—	17	17	—	17	17	—	17	17	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	250	250	—	250	250	3	250	271	4	246	271	4
業 種 別 計		267	267	—	267	267	3	267	288	4	263	288	4

注１）国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

区 分		令和3年度	令和4年度
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0 %	2,438	2,555
	リスク・ウェイト 2 %	—	—
	リスク・ウェイト 4 %	—	—
	リスク・ウェイト 10 %	16,734	17,147
	リスク・ウェイト 20 %	72,189	72,518
	リスク・ウェイト 35 %	12,228	12,297
	リスク・ウェイト 50 %	305	285
	リスク・ウェイト 75 %	6,208	6,000
	リスク・ウェイト 100 %	12,494	13,276
	リスク・ウェイト 150 %	256	486
	リスク・ウェイト 250 %	4,415	4,472
	そ の 他	—	—
	リスク・ウェイト 1250 %	—	—
自 己 資 本 控 除 額		16	14
合 計		127,288	129,054

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。

J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P 14）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体 金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府 関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け 及び個人向け	16	1,139	26	1,186
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	3	1	82	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	20	1,140	108	1,186

注1)「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2)「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4)「上記以外」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナルリスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P 14）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。

J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P 14）をご参照ください。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表の合計額です。

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P 14）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,692	1,958	117	101
2	下方パラレルシフト	0	0	16	0
3	スティープ化	1,783	2,030		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	130	0		
7	最大値	1,783	2,030	117	101
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,939		8,946	

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、開示しております。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VII. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	64,904	6,485

(注1) 対象役員は、理事26名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。
なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員から選出された委員14人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

(2) 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職 員 等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当J Aの職員及び当J Aの主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注1) 対象職員等には、当期に退職した者を含みます。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当J Aの連結子法人等のうち、当J Aの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社及び経営上重要な連結子法人をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和4年度に当J Aの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 令和4年度において当J Aの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3. そ の 他

当J Aの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

VIII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年2月1日から令和5年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年5月15日
新函館農業協同組合

代表理事組合長 横 道 重 人

IX. 沿革・歩み

●管内の概要について

ＪＡ新はこだては、北海道南西部の渡島半島一円、２市１２町を区域にする広域ＪＡです。平成１４年２月に１３ＪＡが互いに手を取り合い、一つの農協となりました。さらに、令和５年２月１日にＪＡきたひやまと合併し、新生「ＪＡ新はこだて」としてスタートしました。

北海道の中でも温暖な気候に恵まれており、水稲をはじめ青果・花卉と北海道各地で生産されているほとんどの農産物が生産されています。また、酪農畜産も盛んで、北海道農業の中でも先駆的な地域です。

エリアマップ



●農業生産の概要

管内の農業は、米・馬鈴しょ・野菜・花卉などの農産物のみならず、牛乳・肉用牛・養豚などの畜産物の生産も盛んです。

特に長ねぎ・トマト・ニラ・カーネーションなどは道内有数の産地であり、これらの商品は安全・安心・高品質の「函館育ち」ブランドとして全国に出荷され、高い評価をいただいています。

◆平成14年2月1日

渡島・檜山の13JAが合併し、「JA新はこだて」発足

◆平成14年7月15日

大沼支店リニューアルオープン

◆平成15年5月1日

砂原支店を森支店に業務統合

◆平成15年9月20日

せたな町米乾燥調製貯蔵施設「北の白虎ライスターミナル」竣工式

◆平成16年 9 月27日

七飯支店金融窓口リニューアルオープン

◆平成16年10月25日

長万部支店事務所・研修センター落成式

◆平成17年6月10日

西地区馬鈴薯冷藏貯藏施設竣工式

◆平成19年9月6日

函館育ちライスターミナル米穀倉庫落成式

◆平成19年9月12日

上磯ライスターミナル乾燥施設竣工

- ◆平成19年10月29日
本店事務所が北斗市に移転
- ◆平成20年4月23日
熊石支店廃止
- ◆平成21年7月13日
北斗市トマト共選施設竣工式
- ◆平成21年11月2日
上磯支店リニューアルオープン
- ◆平成21年11月30日
鶺支店リニューアルオープン
- ◆平成22年8月6日
森支店馬鈴薯共選施設竣工式
館支店リニューアルオープン
- ◆平成24年2月1日
合併10周年を迎える
(有)新はこだて協同へ経済3事業移行
- ◆平成24年7月26日
ファーマーズマーケット「あぐりへい屋」オープン
- ◆平成24年10月15日
八雲支店資材店舗リニューアルオープン
- ◆平成24年11月12日
木古内支店リニューアルオープン
- ◆平成26年10月3日
J A新はこだてラッピングバス運行開始
- ◆平成27年9月30日
函館育ちライスターミナル低温農業倉庫新設工事落成式
- ◆平成29年1月12日
知内基幹支店ニラ共同調整包装施設新設工事竣工式
- ◆平成29年3月31日
上ノ国支店信用・共済窓口廃止
- ◆平成29年4月1日
上ノ国支店資材店舗移転オープン
移動金融車「J Aライナー」稼働スタート
- ◆平成30年3月31日
乙部支店廃止
- ◆平成31年4月22日
新野菜広域流通施設(七飯町集出荷予冷施設)稼働
- ◆令和4年1月31日
金融店舗(鶺・館・東前)・資材店舗(鶺・館・大沼・大中山・落部・長万部)、統廃合により閉店
- ◆令和5年1月31日
金融店舗(瀬棚・木古内・大沼・落部)・資材店舗(瀬棚)、統廃合により閉店
- ◆令和5年2月1日
J Aきたひやまと合併

X. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。

なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

<組合単体 農業協同組合法施行規則第204条関係>

開 示 項 目	記載項目
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	I - 3 ①
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I - 3 ⑤
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	I - 3 ⑥
○事務所の名称及び所在地	I - 3 ⑦
○特定信用事業代理業者に関する事項	I - 3 ⑧
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	I - 2
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	II - 1
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II - 2
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） ・経常利益又は経常損失 ・当期剰余金又は当期損失金 ・出資金及び出資口数 ・純資産額 ・総資産額 ・貯金等残高 ・貸出金残高 ・有価証券残高 ・単体自己資本比率 ・剰余金の配当の金額 ・職員数	
○直近の2事業年度における事業の状況	III - 2,3,4,6
◇主要な業務の状況を示す指標 ・事業粗利益及び事業粗利益率 ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや ・受取利息及び支払利息の増減 ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 ◇貯金に関する指標 ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 ◇貸出金等に関する指標 ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額 ・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 ・主要な農業関係の貸出実績 ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 ・貯貸率の期末値及び期中平均値 ◇有価証券に関する指標 ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高 ・有価証券の種類別の平均残高 ・貯証率の期末値及び期中平均値	

開 示 項 目	記載項目
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	I－5
○法令遵守の体制	I－5
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I－4
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I－5
●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II－3
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III－5
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
○自己資本の充実の状況	V
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III－7
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券店頭デリバティブ取引	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	III－8
○貸出金償却の額	III－9
○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	I－3⑥

<連結（組合及び子会社等） 農業協同組合施行規則第205条関係>

開 示 項 目	記載項目
●組合及びその子会社等の概況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	VI－1(1)
○組合の子会社等に関する事項	VI－1(2)
・名称	
・主たる営業所又は事務所の所在地	
・資本金又は出資金	
・事業の内容	
・設立年月日	
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
○直近の事業年度における事業の概況	VI－2
○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	VI－5
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	
・経常利益又は経常損失	
・当期利益又は当期損失	
・純資産額	
・総資産額	
・連結自己資本比率	
●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	VI－3
○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額	VI－4
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○自己資本の充実の状況	VI－7
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	VI－6

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）>

開 示 項 目	記載項目
○自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・金利リスクに関する事項	V-9
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②～⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②～⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・金利リスクに関する事項	V-9

<連結（組合及び子会社等） 自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）>

開 示 項 目	記載項目
○自己資本の構成に関する開示事項	VI-7(1)
○定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	VI-1,2
・自己資本調達手段の概要	VI-7
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	VI-7
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(4)①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・オペレーショナル・リスクに関する事項	VI-7(7)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(8)①
・金利リスクに関する事項	VI-7(10)
○定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	VI-7(1)
・自己資本の充実度に関する事項	VI-7(2)
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)②～⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	VI-7(4)②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	VI-7(8)②～⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	VI-7(9)
・金利リスクに関する事項	VI-7(10)②



新函館農業協同組合